

「情報伝送PFのサービスが情報流通の健全性に与える影響の軽減に向けた方策の在り方」に関する主な論点（案）

2024年5月17日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
ワーキンググループ事務局

※ 本資料は、ワーキンググループにおける議論のたたき台として、主査の指示の下、事務局にて論点となり得る事項を幅広く列挙したものであり、今後、実際の議論状況等を踏まえ、記載内容や構成等が変更される可能性がある。

- 資料WG16-1-1「デジタル空間における情報流通の健全性に関するWG検討課題（案）」に記載の各課題について、第16回会合において、検討時間に限りがある中で優先順位をつけながら議論を進めるべきとのご意見をいただいたところ、効率的に検討を進める観点から、全体を大きく

1. 情報流通の健全性を巡る課題一般

2. （その中でも特に）広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題

の2つに分類した上で、それぞれの課題への対応の在り方について、既存の法令等による対応が可能な部分とそれ以外の部分の切り分けを意識しつつ、下記の順序で検討していくことについて、どう考えるか。

No.	大分類	小分類
①	1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方	a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方
②		b. マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方
③		c. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方
④		d. 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
⑤	2. 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方	a. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方
⑥		b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方
⑦		c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や収益化抑止の在り方
⑧		d. 情報流通の健全性確保の観点から見たレコメンデーションやターゲティングの在り方

論点 1 : 情報伝送PFがもたらす社会的影響の軽減に向けた方策 (総論)

- 情報伝送PF上での偽・誤情報や悪意ある情報の流通・拡散等により発生・増幅し得る社会的な影響について、「偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方」に関して検討した具体的な方策によって、十分に軽減することが可能か。
 - 前提として、**具体的にどのような影響が問題となり得るか。**
例) 個人の自律的な意思決定を含む人格権や財産権への影響、個人や法人の営業上の利益への影響、健全な民主主義の発達への影響、公共の安全への影響、青少年の健全な成長への影響 など
 - 特に、**情報伝送PFのアーキテクチャや利用規約等を含むビジネスモデルは事業者が自ら設計するものであること、技術やサービスの普及・進展のスピードが速いこと等を踏まえ、デジタル空間における情報流通の健全性、ひいては社会的な影響の軽減に向けた方策を検討する必要はないか。**
 - 同様に特定のサービス等が外部的な権利・利益に与える影響を軽減することを目的とした既存の法制度として、例えば下表のように、**事業者に対しサービス等の事後評価や影響等の事前予測の実施とそれらの結果に基づく軽減措置を求める制度的枠組み**が挙げられるところ、こうした枠組みを参考に具体的な方策を検討することについて、どう考えるか。

制度的枠組みの類型	具体例
過去の一定期間内におけるサービス等の運営状況等を 事後的に評価し 、その結果を基に運営方針の改善等を求める枠組み	<ul style="list-style-type: none">● 電気通信事業法に基づく特定利用者情報の取扱状況の評価● DPF取引透明化法^{※1}に基づく特定デジタルプラットフォーム (DPF) の透明性及び公正性についての評価● 踏切道改良促進法に基づく踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価
サービス等が外部的な権利・利益に対して将来与えるであろう影響等を 事前に予測し 、あらかじめ軽減措置の実施を求める枠組み	<ul style="list-style-type: none">● 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度● マイナンバー法^{※2}に基づく特定個人情報保護評価● 環境影響評価法に基づく環境影響評価● 原子炉等規制法^{※3}に基づく発電用原子炉施設の安全性向上評価● EUデジタルサービス法 (DSA) に基づくシステミックリスクの評価● 英国オンライン安全法に基づくリスク評価

※1 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。

※3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

論点 2 : 影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方①

➤ 論点 1 のように、情報伝送PFによる「サービス運営状況等の事後評価と改善措置」や「影響の事前予測と軽減措置」の枠組みを参考とする場合、改善措置や軽減措置の実効性をどのように担保するか。

- 例えば次のような方法が考えられるが、どうか。

(1) 自己評価等の結果の公開

- 情報伝送PF自らが実施した評価・予測の結果やそれに基づき講じた措置の内容を公開

(2) 第三者による実施指針の策定

- 情報伝送PFから独立した第三者が、評価・予測の視点や改善・軽減措置の実施項目を定めた指針を策定・公表

(3) 第三者による検証・評価

- 情報伝送PFによる評価・予測の結果やそれに基づき講じた措置の内容を、情報伝送PFから独立した第三者が検証・評価
※一次的な評価・予測自体を第三者が実施する場合を含む。

(4) 上記 (1) ~ (3) の組合せによる対応

論点3：影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方②

➤ 論点2の(2)(3)について検討する場合、指針策定や検証・評価を行う「独立した第三者」として、どのような主体が候補となるか。例えば下表のような選択肢が考えられるが、どうか。

「独立した第三者」の例	類似制度※1	メリット	デメリット（課題）
政府・地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報保護評価 特定DPFの透明性及び公正性についての評価※2 踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価 環境影響評価※3 発電用原子炉施設の安全性向上評価 英国オンライン安全法に基づくリスク評価※4 	<ul style="list-style-type: none"> 指針策定・検証・評価活動の安定性・継続性 	<ul style="list-style-type: none"> 表現の自由への萎縮効果への懸念
民間団体（監査法人など）	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制報告制度 DSAに基づくシステミックリスクの評価 	<ul style="list-style-type: none"> 政府による表現行為への過剰介入を回避 	<ul style="list-style-type: none"> 指針策定・検証・評価能力の確保・維持策の在り方
民官含むマルチステークホルダー		<ul style="list-style-type: none"> 指針策定・検証・評価活動の安定性・継続性 活動に必要な能力が一定程度担保 	<ul style="list-style-type: none"> 政府による関与の在り方（活動の安定性・継続性を維持しつつ、政府による表現行為への過剰介入を回避する方策の在り方）

※1 電気通信事業法に基づく特定利用者情報の取扱状況の評価は、制度上、評価の過程及び結果について第三者が検証・評価を行うものとはされていない。

※2 検証・評価を行う主体は経済産業大臣であるが、検証・評価の過程で利用者又はその組織する団体、学識経験者等のマルチステークホルダーの意見を聴くことができる。

※3 指針策定や検証・評価を行う主体は主務官庁や免許等を行う者（行政機関等）であるが、検証・評価の対象となる事業者による環境影響評価の結果等について国民等の意見を聴く手続が設けられている。

※4 英国オンライン安全法に基づくリスク評価については、行政機関（OFCOM）がその方法に関するガイダンスを策定することになっているが、評価の過程及び結果について第三者が検証・評価を行うものとはされていない。

論点4：影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方③

- 論点2の(3)について検討する場合、どのような手段で「独立した第三者」による検証・評価能力を確保するか。
- 第三者による検証・評価の結果について、どのような手段で影響軽減策を情報伝送PFのサービスに反映するか。
例えば下表のような選択肢が考えられるが、どうか。
- また、検証・評価に必要な範囲で、「独立した第三者」に対する関連する情報やデータ※の提供を情報伝送PFに求める場合、当該情報・データに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いをどのように担保するか。
※例えば、投稿に関するメタデータを含むデータや、サービスに組み込まれたアルゴリズムに関する情報など

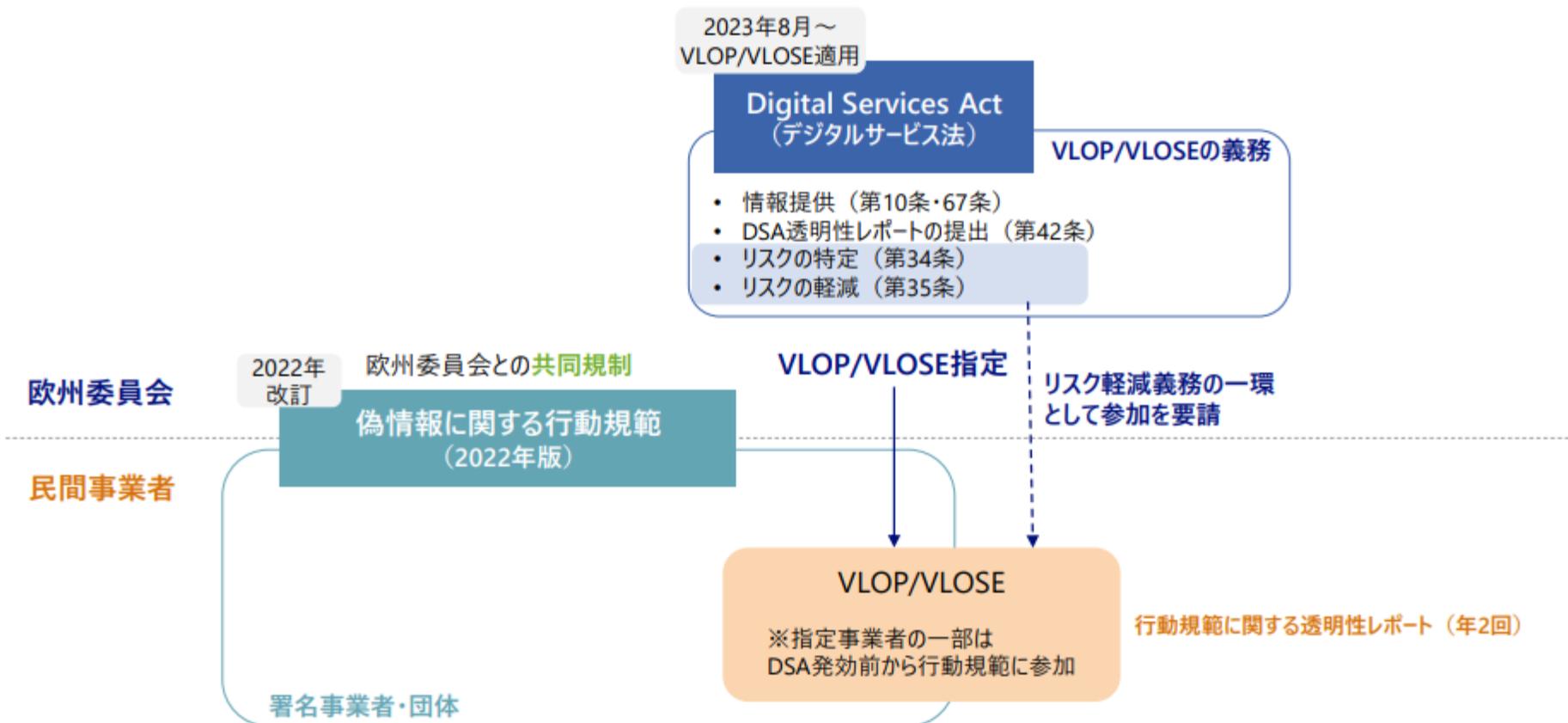
担保手段の例	類似制度	メリット	デメリット（課題）
①検証・評価の結果の公表 （第三者による検証・評価結果を公表し、レピュテーションリスクや広告主からの出稿停止リスク等を通じて、情報伝送PFによる 自主的な影響軽減策の計画・実施を促進 ）	<ul style="list-style-type: none"> • 特定DPFの透明性及び公正性についての評価※ • 内部統制報告制度 • 環境影響評価 	<ul style="list-style-type: none"> • 検証・評価主体による表現行為への過剰介入を回避 	<ul style="list-style-type: none"> • 実効性向上策の在り方
②事業者による影響軽減策の自主的な策定・実施 （第三者による検証・評価の結果に含まれる影響軽減策に限らず、情報伝送PFが 一定の裁量の下で自ら影響軽減策を策定・実施 ）	<ul style="list-style-type: none"> • 特定個人情報保護評価 • DSAに基づくシステミックリスクの評価 	<ul style="list-style-type: none"> • 検証・評価主体による表現行為への過剰介入の懸念を一定程度緩和 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報伝送PFが検証・評価の結果に含まれる影響軽減策以外の方策を選択した場合における対応の在り方
③第三者が定めた影響軽減策の実施 （第三者による検証・評価の結果に含まれる 具体的な影響軽減策を情報伝送PFが実施 ）	<ul style="list-style-type: none"> • 踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価 • 発電用原子炉施設の安全性向上評価 	<ul style="list-style-type: none"> • （相対的に）高い実効性 	<ul style="list-style-type: none"> • 検証・評価主体による具体的な影響軽減策の特定可能性への疑義 • 検証・評価主体による表現行為への過剰介入の懸念

※ 特定DPF提供者は、評価の結果を踏まえ、特定DPFの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないものとされているが（DPF取引透明化法9条6項）、法的義務とはされていない。

【参考 1】 EUにおけるリスク評価制度（DSA・行動規範）の概要

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要①

行動規範への参加は、VLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置づけられる



出所) 欧州委員会「Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/guidance-strengthening-code-practice-disinformation>
「Protecting democracy」https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/protecting-democracy_en

【出典】本WG第12回会合（2024年4月5日）配付資料WG12-1-2「EU・英国におけるリスク評価の概要」（株式会社野村総合研究所ご発表資料）

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要②

DSAにおけるリスク評価の枠組み

署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP・VLOSEに指定される事業者は、リスク評価を含めたDSA、行動規範それぞれの遵守状況について独立機関から監査を受ける必要がある。

- 署名事業者・団体のうち、VLOP・VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条、行動規範コミットメント44に基づいて、独立した監査機関から行動規範の遵守状況について監査を受けなければならない。
 - 監査主体の要件は、VLOP・VLOSEから独立・利益相反しないこと、リスク管理等の専門知識を持つこと、客観性・職業倫理を遵守することと定められている。
- 欧州委員会はDSA第87条に従い、監査の手順や方法及び報告テンプレートを定める委任法の採択権限を持つ。

独立監査の流れ

VLOP・VLOSEに該当する署名事業者・団体

① システミックリスクの識別・分析・評価（DSA第34条）

- ✓ 評価は年1回以上行う必要がある
- ✓ 具体例は以下（※システミックリスク評価に含む必要あり）
 - ・ 市民言説・選挙等への悪影響リスク
 - ・ 基本権に対する悪影響リスク
 - ・ 違法コンテンツの拡散リスク
 - ・ 人の心身の幸福へのリスク 等

② 合理的・比例的かつ有効な軽減措置（DSA第35条）

- ✓ ①の評価内容を踏まえて措置を行う。措置の具体例は以下
 - ・ サービス設計・機能等の工夫
 - ・ 利用規約の工夫
 - ・ コンテンツモデレーション手続の工夫
 - ・ 軽減措置を講じる約束を定めた行動規範^(※)の策定
 - ・ アルゴリズム、広告表示の工夫 等

〔※ 欧州委員会等が作成を奨励・促進。特に、偽情報リスクの場合、事業者が作成した行動規範の支持・遵守が「適切な軽減措置と解され得る」とされる。〕

④ 監査を踏まえた取組報告書の作成（DSA第37条）

- ✓ コンプライアンス達成のための推奨事項を実施する場合は、具体的な措置を記載する必要がある。
- ✓ 実施しない場合は、実施しない理由と代替措置を記載する必要がある。

独立監査主体

監査主体の要件 ①VLOP/VLOSEと独立・利益相反しない
②リスク管理等の専門知識を持つ
③客観性・職業倫理の遵守

③ 監査の実施（DSA第37条、行動規範コミットメント44）

- ✓ 監査対象は以下
 - ・ 「DSA上の義務」の遵守状況
 - ・ 「行動規範を通じて自主的に誓約した事項」の遵守状況
- ✓ 監査意見は次の三段階で、「肯定的」以外の意見の場合はVLOP・VLOSEに対して報告書の作成が求められる
 - ・ 「肯定的」
 - ・ 「コメント付き肯定的」
 - ・ 「否定的」

「肯定的」以外の意見の場合

遵守状況を監査

※24年8月に最初の独立監査の報告の見込み
(24年3月時点ではリスク評価に関する資料は公表されていない)

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要③

DSAにおけるリスク評価とリスク軽減ーリスク評価関連

VLOP/VLOSEは第34条で偽情報の拡散を含むリスクの特定が義務付けられている

■ 第34条 リスク評価

- 1. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、そのサービスおよびアルゴリズムシステムを含む関連システムの設計もしくは機能、またはそのサービスの利用に起因する、当組合におけるシステミックリスクを真摯に特定、分析および評価しなければならない。リスク評価は、第33条第6項第2号で言及されている適用日までに、また、その後少なくとも1年に1回、さらに、いかなる場合においても、本条に従って特定されたリスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前に、実施しなければならない。このリスク評価は、そのサービスに特化し、システミックリスクに比例し、その重大性と蓋然性を考慮したものでなければならず、以下のシステミックリスクを含むものとする：
 - (a) そのサービスを通じて違法なコンテンツを広めること；
 - (b) 基本的権利、特に憲章第1条に謳われる人間の尊厳、憲章第7条に謳われる私生活および家族生活の尊重、憲章第8条に謳われる個人情報保護に関する基本的権利の行使に対する、現実または予見可能な悪影響、憲章第11条に謳われるメディアの自由と多元性を含む表現と情報の自由、憲章第21条に謳われる非差別、憲章第24条に謳われる児童の権利の尊重、憲章第38条に謳われる高水準の消費者保護；
 - (c) 市民的言論や選挙プロセス、治安に及ぼす実際の、あるいは予見可能な悪影響；
 - (d) ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生および未成年者の保護、本人の身体的・精神的福利に対する深刻な悪影響に関連する、実際または予見可能な悪影響；
- 2. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、リスク評価を実施する際、特に、以下の要因が第1項にいうシステミックリスクのいずれかに影響を及ぼすかどうか、およびどのように影響を及ぼすかを考慮しなければならない：
 - (a) レコメンダーシステムおよびその他の関連するアルゴリズム・システムの設計；
 - (b) コンテンツモデレーションシステム；
 - (c) 適用される条件およびその実施；
 - (d) 広告の選択および表示システム；
 - (e) 提供者のデータに関する慣行；
- 評価はまた、第1項におけるスクが、サービスの意図的な操作（真正でない利用や自動化された利用を含む）、違法なコンテンツや利用規約と相容れない情報の増幅や潜在的な迅速かつ広範な拡散によって影響を受けているかどうか、またどのように影響を受けているかを分析するものとする。評価は、加盟国に特有の場合を含め、特定の地域的または言語的側面を考慮するものとする。
- 3. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、リスク評価の実施後少なくとも3年間は、リスク評価の裏付けとなる文書を保存し、要請があれば、欧州委員会および設置国のデジタルサービスコーディネーターに伝達しなければならない。

DSAにおけるリスク評価とリスク軽減—リスク軽減関連

VLOP/VLOSEは第35条でリスクの軽減を義務付けられている

■ 前文第86項

- 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、基本的権利を遵守しつつ、リスク評価で特定されたシステミックリスクを真摯に軽減するために必要な手段を展開すべきである。採用される措置は、本規則のデューデリジェンス要件を尊重し、特定された特定のシステミックリスクを軽減する上で合理的かつ効果的でなければならない。これらの措置は、超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーの経済的能力、および基本的権利に対する潜在的な悪影響を十分に考慮し、そのサービスの利用に対する不必要な制限を回避する必要性に照らして、相応のものでなければならない。これらのプロバイダーは、表現の自由への影響を特に考慮すべきである。

■ 第35条 リスクの軽減

- 1. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、第34条に従って特定された特定のシステミックリスクに合わせた、合理的、比例的かつ効果的な軽減措置を、当該措置が基本的権利に与える影響を特に考慮して、講じなければならない。かかる措置には、該当する場合、以下が含まれる：
 - (a) オンライン・インターフェースを含む、サービスのデザイン、特徴または機能を適合させること；
 - (b) 利用規約およびその実施方法を変更すること；
 - (c) 特定の種類の違法コンテンツに関連する通知の処理速度および質を含む、コンテンツ調整プロセスの適合。また、特に違法なヘイトスピーチやサイバー暴力に関して、適切な場合には、通知されたコンテンツの迅速な削除、またはアクセス不能化、ならびにコンテンツ調整のための関連する意思決定プロセスおよび専用リソースの適合を含む、コンテンツ調整プロセスの適合を行うこと；
 - (d) レコメンダー・システムを含むアルゴリズム・システムをテストし、適合させること；
 - (e) 広告システムを適合させ、提供するサービスに関連する広告の提示を制限又は調整することを目的とした的を絞った措置を採用すること；
 - (f) 特にシステミックリスクの検知に関して、その活動の内部プロセス、リソース、テスト、文書化、または監督を強化すること；
 - (g) 第22条に従った信頼できる旗振り業者との協力、および第21条に従った裁判外の紛争解決機関の決定の実施を開始または調整すること；
 - (h) 第45条および第48条にそれぞれ言及される**行動規範**および危機プロトコルを通じて、オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンの他のプロバイダーとの協力を開始または調整すること；
 - (i) サービスの受け手に多くの情報を提供するために、啓発措置を講じ、オンライン・インターフェースを適合させること；
 - (j) 適切な場合には、年齢認証やペアレンタルコントロールツール、未成年者が虐待を通報したり支援を受けたりするのを支援するためのツールなど、児童の権利を保護するための的を絞った措置を講じること；
 - (k) 生成または加工された画像、音声、映像であるか否かを問わず、実在する人物、物、場所、その他の実体または出来事に著しく類似し、真正または真実であるかのように人に誤認させるような情報の項目は、オンライン・インターフェースに表示される際、目立つマークによって区別できるようにし、さらに、サービスの受信者がそのような情報を表示できるような使いやすい機能を提供すること。
- 2. (略)

DSAと行動規範の関係①

DSAと行動規範の関係性 (1/2)

欧州委員会は行動規範の策定と参加を奨励しており、行動規範の遵守はVLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置付けられる。不参加はDSAの義務違反の考慮要素となりうる

■ 前文第103項

- 欧州委員会および理事会は、本規則の適用に資するため、自主的な**行動規範の策定と、それらの規範の規定の実施を奨励すべき**である。欧州委員会および理事会は、行動規範が、取り組んでいる公益目的の性質を明確に定義し、その目的の達成を独立的に評価する仕組みを含む、関係当局の役割が明確に定義されていることを目指すべきである。特に、安全保障、プライバシー、個人情報の保護への悪影響の回避や、一般的な監視義務を課すことの禁止に注意を払うべきである。**行動規範の実施は測定可能であり、公的な監視の対象となるべきであるが、そのような規範の自発的な性質や、利害関係者が参加するかどうかを決定する自由を損なうことがあってはならない。**特定の状況においては、**超大規模オンラインプラットフォームが特定の行動規範の策定に協力し、遵守することが重要**である。本規則のいかなる規定も、他のサービスプロバイダーが同じ行動規範に参加することにより、デューデリジェンスの同じ基準を遵守し、ベストプラクティスを採用し、欧州委員会および理事会が提供するガイドラインの恩恵を受けることを妨げるものではない。

■ 前文第104項

- 本規則は、そのような行動規範のために考慮すべき分野を特定することが適切である。特に、特定の種類の**違法コンテンツに関するリスク軽減措置は、自主規制および共同規制の合意を通じて検討されるべき**である。また、情報操作や虐待行為、未成年者への悪影響など、システミックリスクが社会と民主主義に及ぼしうる負の影響についても検討すべきである。これには、**意図的に不正確な、あるいは誤解を招くような情報を、時には経済的利益を得る目的で作成するためにボットや偽アカウントを使用するなど、偽情報を含む情報の増幅を目的とした協調的な操作が含まれ、これらは特に未成年者などサービスの受け手である弱者にとって有害である。**このような分野に関連して、超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンによる所定の**行動規範の遵守とコンプライアンスは、適切なリスク軽減措置として考えられる。**オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンのプロバイダーが、そのような**行動規範の適用への欧州委員会による招へいを適切な説明なしに拒否した場合、当該オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンが本規則の定める義務に違反したか否かを判断する際に、関連のある範囲で考慮されうる。**

■ 前文第106項

- 本規則に基づく行動規範 (Codes of conduct) におけるルールは、「製品安全に関する誓約」、「インターネット上の偽造品販売に関する覚書」、「オンライン上の違法なヘイトスピーチ対策に関する行動規範」ならびに「**偽情報に関する行動規範**」など、欧州連合レベルですでに確立されている自主規制の取り組みの基礎となりうる。特に**後者 (偽情報に関する行動規範) については、欧州委員会のガイダンスに従い、欧州民主主義計画で発表されたとおり、偽情報に関する行動規範が強化された。**

DSAと行動規範の関係②

DSAと行動規範の関係性 (2/2)

欧州委員会は行動規範の策定と参加を奨励しており、行動規範の遵守はVLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置付けられる。不参加はDSAの義務違反の考慮要素となりうる

■ 第45条 行動規範

- 1. 欧州委員会および理事会は、特に競争法および個人情報の保護に関するEU法に従い、さまざまな種類の違法コンテンツおよびシステムリスクへの取り組みという特定の課題を考慮しつつ、本規則の適切な適用に貢献するため、**EUレベルでの自主的な行動規範の作成を奨励し、促進するものとする。**
- 2. 第34条第1項の意味における重大なシステムリスクが出現し、複数の超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンに関係する場合、欧州委員会は、関係する超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダー、および他の超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーを招待することができる。適切な場合には、オンラインプラットフォームおよびその他の仲介サービスのプロバイダー、ならびに関連する管轄当局、市民社会組織およびその他の関連する利害関係者に対し、特定の**リスク軽減措置**を講じることを約束すること、および講じられた措置とその結果に関する定期的な報告枠組みを定めることを含め、**行動規範の策定に参加するよう求める**ことができる。
- 4. 委員会および理事会は、行動規範が第1項および第3項に規定された目的を満たしているかどうかを評価し、行動規範に含まれる主要業績評価指標を考慮しながら、その目的の達成状況を定期的に監視および評価するものとする。両委員会は、その結論を公表しなければならない。委員会および理事会はまた、行動規範の定期的な見直しと適応を奨励し、促進するものとする。行動規範の遵守に組織的な不履行があった場合、委員会および理事会は、**行動規範の署名事業者・団体に対し、必要な措置を講じるよう求める**ことができる。

DSAと行動規範の関係③

DSAと行動規範の関係性—（参考）オンライン広告の行動規範に関連する条項（1/2）

行動規範はVLOP/VLOSEのオンライン広告に関する透明性義務を補完するものであり、欧州委員会はその策定と参加を奨励する

■ 前文第88項

- 超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーや、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーも、レコメンダーシステムをはじめとするアルゴリズムシステムをテストし、必要に応じて適応させるための措置を講じることに努めるべきである。パーソナライズされたレコメンダーシステムの悪影響を緩和し、レコメンダーシステムに使用される基準を修正する必要があるかもしれない。超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーが使用する広告システムも、システミックリスクの誘因となりうる。これらのプロバイダーは、特定の情報に対する広告収入を中止するなどの是正措置、または権威ある情報源の可視性を向上させる、広告システムをより構造的に適合させるなどの他の措置を検討すべきである。超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、特にシステミックリスクの検出に関して、その活動の内部プロセス又は監督を強化し、新たな機能に関連するリスク評価をより頻繁に又は的を絞って実施する必要があるかもしれない。特に、異なるオンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジン間でリスクが共有される場合、**既存の行動規範またはその他の自主規制措置を開始または参加**することを含め、他のサービスプロバイダーと協力すべきである。また、特に**偽情報**キャンペーンに関連するリスクについては、啓発活動を検討すべきである。

■ 前文第107項

- オンライン広告の提供には、一般に、広告のパブリッシャーと広告主をつなぐ仲介サービスを含む複数の関係者が関与する。**行動規範**は、オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの**広告に関する透明性義務を支援し、補完するものでなければならない**。これは、特に関連情報の伝達の様式に関して、これらの義務の遵守を促進し、強化するための柔軟かつ効果的なメカニズムを提供するためである。これには、広告の代金を支払う広告主が、オンラインプラットフォームのオンラインインターフェース上で広告を提示する自然人または法人と異なる場合に、広告主に関する情報の伝達を容易にすることを含むべきである。**行動規範**には、データの収益化に関する有意義な情報がバリューチェーン全体で適切に共有されることを確保するための措置も含まれるべきである。幅広い利害関係者が関与することで、**行動規範**が広く支持され、技術的に健全で、効果的であり、透明性の義務がその目的を達成するために最高レベルの使いやすさを提供することが保証されるべきである。幅広い利害関係者が関与することで、**行動規範**が広く支持され、技術的に健全で、実効性があり、透明性義務がその目的を達成するよう確保するために最高レベルの使いやすさを提供できるはずである。**行動規範**の実効性を確保するため、**欧州委員会は行動規範の策定に評価メカニズムを含める**べきである。必要に応じて、欧州委員会は、欧州基本権機関または欧州データ保護監督機関に、それぞれの行動規範について意見を述べるよう求めることができる。

DSAと行動規範の関係性—（参考）オンライン広告の行動規範に関連する条項（2/2）

行動規範はVLOP/VLOSEのオンライン広告に関する透明性義務を補完するものであり、欧州委員会はその策定と参加を奨励する

■ 第46条 オンライン広告における行動規範

- 1. 欧州委員会は、第26条（オンラインプラットフォームにおける広告）および第39条（オンライン広告の追加的な透明性）の要件を超えて、オンライン広告のバリューチェーンにおける関係者の透明性を高めることに貢献するため、オンラインプラットフォームのプロバイダー、およびオンライン広告仲介サービスのプロバイダー、プログラム広告のバリューチェーンに関与するその他の関係者、またはサービスの受け手を代表する組織、市民社会組織もしくは関係当局などのその他の関係するサービスプロバイダーによる、**欧州連合レベルでの自主的な行動規範の策定を奨励し、促進**するものとする。
- 2. 欧州委員会は、行動規範が、EU法および国内法、特に競争法およびプライバシーと個人情報の保護に関する法律に従って、オンライン広告における競争的で透明かつ公正な環境と同様に、すべての関係者の権利と利益を十分に尊重した効果的な情報伝達を追求することを確保することを目指すものとする。欧州委員会は、行動規範が少なくとも以下の事項に対処していることを確認することを目指すものとする：
 - (a) 第26条第1項(b)、(c)および(d)に定める要件に関して、オンライン広告仲介業者のプロバイダーがサービスの受け手に対して保有する情報の伝達；
 - (b) 第39条に基づき、オンライン広告仲介事業者が保有する情報をリポジトリに送信すること；
 - (c) データの収益化に関する有意義な情報；
- 3. 欧州委員会は、2025年2月18日までの当該**行動規範の策定**と、2025年8月18日までのその**適用を奨励**しなければならない。
- 4. 欧州委員会は、第1項で言及したオンライン広告のバリューチェーンのすべての関係者に対し、行動規範に記載されたコミットメントに賛同し、それを遵守するよう奨励しなければならない。

DSAと行動規範の関係性—（参考）欧州委員会におけるQ&Aでの言及

欧州委員会はDSAへのQ&Aの中で、
偽情報について、VLOP・VLOSEの責任を規定しているとしている

欧州委員会のDSAに関するQ&Aにおける言及

■ DSAに関するQ&Aの中で、「違法ではないが、有害なコンテンツへの対処」について言及している（以下、Q&Aより抜粋）

（違法ではないが有害なコンテンツに効果的に対処するには？）

- 違法でない範囲で、有害なコンテンツを違法なコンテンツと同様に扱うべきではない。新しい規則では、表現の自由を完全に尊重した上で、違法なコンテンツを削除したり、削除を促したりする措置のみを課している。
- 同時に、DSAは、偽情報、デマ、パンデミック時の操作、社会的弱者への危害、その他の新たな社会的危害といった体系的な問題に関しては、非常に大規模なオンライン・プラットフォームや非常に大規模なオンライン検索エンジンの責任を規制している。欧州委員会による指定後、少なくとも4,500万人のユーザーを抱える超大手オンラインプラットフォームおよび超大手オンライン検索エンジンは、毎年リスク評価を実施し、サービスの設計および使用に起因する対応するリスク軽減措置を講じなければならない。このような措置は、表現の自由の制限とのバランスを慎重に考慮する必要がある。また、独立した監査を受ける必要もある。
- さらに、この提案では、サービス・プロバイダーが行動規範のもとで違法コンテンツの拡散や、子供や未成年者などサービスの受け手として弱い立場にある人々にとって特に有害な、操作的で虐待的な行為に関する悪影響に対処するための共同規制の枠組みを定めている。
- DSAは、偽情報に関する行動規範の改訂や危機管理プロトコルなど、オンライン上の危害に関する共同規制の枠組みを促進している。

参考：DSAと行動規範の関係についての学術研究

- エラスムス・ロツテルダム大学の論文“Rachel Griffin and Carl Vander Maelen : Codes of Conduct in the Digital Services Act: Exploring the Opportunities and Challenges(9/6/2023)”では、DSAと行動規範の関係性について分析をしている
- 同論文では、行動規範は名目上は任意であるが、DSAの第34条・第35条の対象となるVLOP・VLOSEに対して事実上の法的義務を生じさせるものとしている

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2348

Rachel Griffin and Carl Vander Maelen : Codes of Conduct in the Digital Services Act: Exploring the Opportunities and Challenges

行動規範の概要①

Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

行動規範の全体像（概要・機関設計）

概要

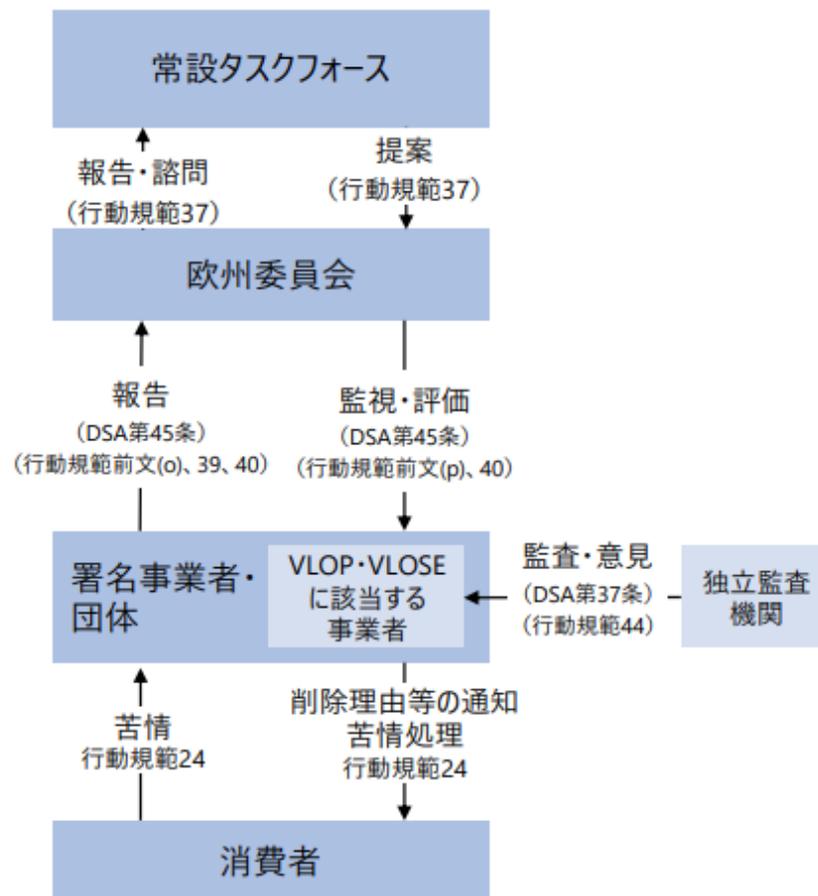
- 欧州委員会がとりまとめや執行について中心的な役割を担う。各オンラインプラットフォーム等の署名事業者・団体は欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれで行い、欧州委員会に対して報告を行うこととなっている。また、ユーザーの苦情処理等も署名事業者・団体が直接行う。
- また、署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP/VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条及び行動規範コミットメント44により、行動規範の遵守状況について独立機関から監査*を受ける必要がある。
*監査主体や対象等の詳細については後頁を参照
- 他方、継続的なルールや運用の改善に向け、常設のタスクフォースが設置され、欧州委員会や署名事業者・団体のほか、ファクトチェック等に関するNGO等が参加することとなっている。

常設タスクフォース

主な役割	✓ 設立された常設タスクフォースは、必要に応じて開催され、少なくとも半年ごとに会合を開き、技術的、社会的、市場的、法制的な進展を踏まえて、コミットメントを監視し、適応させていく。
構成	✓ 常設タスクフォースは、下記の代表者で構成される。 <ul style="list-style-type: none">署名事業者・団体欧州対外行動庁（European External Action Service）欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ（European Regulators Group for Audiovisual Media Services：ERGA）欧州デジタルメディア観測所（European Digital Media Observatory：EDMO） ✓ 常設タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、専門家の支援も受けながら、技術、社会、市場、法制的な発展を見据えて行動規範を見直し、適応させていく。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation> 等をもとに作成

機関設計

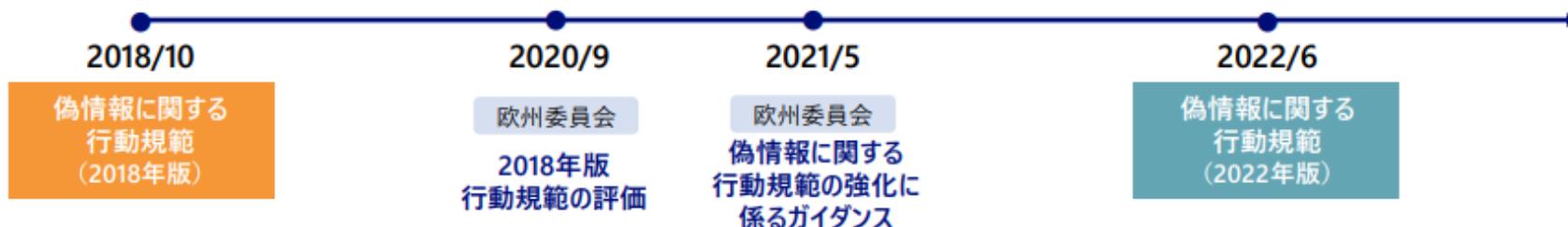


行動規範の概要②

Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

策定経緯

年	内容
2018年	<ul style="list-style-type: none">2018年10月、オンラインプラットフォーム、大手テック企業、広告業界の代表がオンライン上の偽情報の拡散に対処するための自主規制の枠組みとして「偽情報に関する行動規範（Code of Practice on Disinformation）」（以下「2018年版行動規範」）を公表。
2019年	<ul style="list-style-type: none">2019年1月、オンラインプラットフォームと広告業界を代表する団体は、「2018年版行動規範」におけるコミットメントを遵守するために講じられた措置の実施状況について基本報告書を提出。2019年1月から5月にかけて、欧州委員会はFacebook、Google、Twitterによるコミットメントの履行状況について、特に欧州議会選挙の完全性に関して絞ったモニタリングを実施。「2018年版行動規範」の実施から1年後の2019年10月、署名事業者・団体による自己評価報告書が公表され、署名事業者・団体による1年間にわたるコミットメントの履行に向けた包括的な取り組み状況が示された。
2020年	<ul style="list-style-type: none">2020年9月、欧州委員会は「2018年版行動規範」の評価を公表。<ul style="list-style-type: none">「2018年版行動規範」の成果の確認と欠点の指摘がなされた。
2021年	<ul style="list-style-type: none">2020年の評価を踏まえ、2021年5月、欧州委員会は「偽情報に関する行動規範の強化に係るガイダンス（European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation）」を公表し、署名事業者・団体が「2018年版行動規範の」の欠点にどのように対処すべきかを示した。
2022年	<ul style="list-style-type: none">2021年の欧州委員会による「偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンス」を踏まえて、「2018年版行動規範」の署名事業者・団体と新規署名予定の団体が検討を行い、2022年6月、署名事業者・団体の名の下に「2022年偽情報に関する行動規範（The 2022 Code of Practice on Disinformation）」が公表された。欧州委員会は、「2022年版行動規範」が前年度のガイダンスで示した期待を満たしているとコメントしている。



出所) 欧州委員会(2023)「2018 Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/2018-code-practice-disinformation> -
欧州委員会(2022)「The 2022 Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation>

行動規範の概要③

Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

署名事業者・団体

項目	内容
署名事業者・団体	<ul style="list-style-type: none">2024年1月17日現在43団体が署名している。（2018年版は16団体）オンラインプラットフォーム事業者、広告関連事業者・団体、ファクトチェック団体・関連サービス事業者やその他の市民・業界団体・関連事業者が参加加盟を希望する団体は、コミットメントと措置に同意する登録用文書に記入し、常設タスクフォースに提出することで、「The 2022 Code of Practice on Disinformation」に参加できる。
署名事業者・団体に求められる主な行動規範	<ul style="list-style-type: none">9つの分野、44のコミットメント、129の措置（measures）から構成される。（2016年版は21のコミットメント）どのコミットメントに署名するかは各団体で決定し、コミットメントの実効性を確保するのも各団体の責任である。 <p>（9つの分野）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 広告表示の精査2. 政治広告への対応3. サービスの完全性4. ユーザーのエンパワーメント5. 研究者コミュニティのエンパワーメント6. ファクトチェッカーのエンパワーメント7. 透明性センターの設置8. 常設タスクフォースへのコミット9. モニタリング体制の強化

出所) 欧州委員会(2023)「The 2022 Code of Practice on Disinformation」 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation> -

欧州委員会(2023)「Signatories of the 2022 Strengthened Code of Practice on Disinformation」 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/signatories-2022-strengthened-code-practice-disinformation> -

【参考2】豪州・ニュージーランドにおける行動規範の概要

豪州行動規範の概要①

Australian Code of Practice on Misinformation and Disinformation

豪州における行動規範の策定経緯と署名事業者・団体

【自主規範の策定経緯】

- 2019年オーストラリア政府が公表した「Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry」に基づき、同年12月に政府がデジタル産業に対してCodeの開発を依頼した。これにDIGI *が草案作成することに手を挙げた。

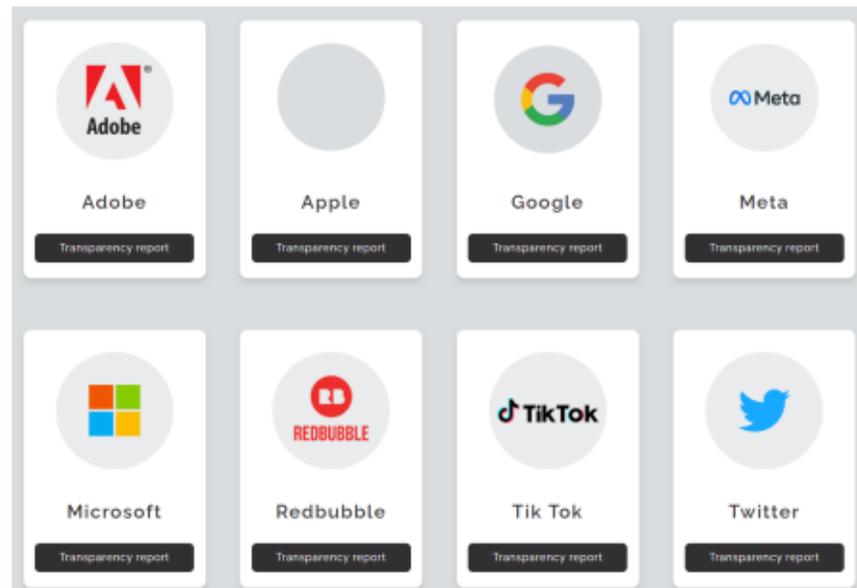
2021年2月、DIGIは「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」(ACPDPM；偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範)を公表した。

※DIGI：The Digital Industry Group Inc. デジタル産業の業界団体

- これを受け、2021年5月には署名企業8社（Adobe、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Redbubble、TikTok、Twitter）が最初の透明性レポートを公表した。
- 2021年の行動規範は、策定時にDIGIに1年後に行動規範の見直しを行う義務を含んでいた。DIGIはこれに基づいてコンサルテーションを行い、2022年12月22日、DIGIはパブリックコンサルテーションへの対応レポートとそれを踏まえた更新版の行動規範を公表した。
- 2022年版行動規範の主な変更点は以下の通り；
 - より小規模なデジタルプラットフォームの参加の促進。
 - 「harm（害）」の定義を更新。
 - 偽情報を広めるレコメンドシステムやデジタル広告への掲載を広告主に思い止まらせるためのコミットメントの追加等。

【署名事業者・団体】

- Google, Facebook, Microsoft, Twitter, TikTok, Redbubble, Apple, Adobeの8社が署名している。
- 2024年2月にはTwitchが新たに署名した。



出所) DIGI, <https://digi.org.au/disinformation-code/transparency/>

出所) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「諸外国における偽・誤情報対策の動向について」(2023年5月)

豪州行動規範の概要②

Australian Code of Practice on Misinformation and Disinformation

行動規範は、2.で記載する原則をもとに、3.と4.で偽情報や誤情報の定義を、5.にて目標と達成すべき結果、具体的な措置を定めている。

文書	目次	概要
本編	1.前文 (Preamble)	• 制定の経緯や目的を記載
	2.指導原則 (Guiding Principles)	• 全体を通じた原則を記載
	3.用語法 (Glossary)	• 用語の定義を記載
	4. 本規範のスコープ、適用、開始 (Scope, application and commencement of this Code)	• 規範の適用範囲等を記載
	5. 目標と措置 (Objectives and Measures)	• 達成目標とそのため結果 (アウトカム)、取るべく具体的な措置を記載
	6. プラットフォーム特有の措置 (Guidance on platform-specific measures)	• 措置の導入にあたり、署名事業者・団体が考慮すべき事項を記載
	7. 規範の運用 (Code administration)	• 加入や脱退、透明性レポートの提出、苦情の処理、事務局等を記載
APPENDIX 1	Opt-in Nomination Form	• オプトインの表明に関する書式を記載
APPENDIX 2	Annual Transparency Report	• 透明性レポートの書式を記載

豪州行動規範の概要③

Australian Code of Practice on Misinformation and Disinformation

2. 指導原則（Guiding Principles）の内容

原則	内容
2.1. 表現の自由の保護	デジタル・プラットフォームは、意見、言論、情報、研究、討論、会話、創造的な表現、その他の表現をオーストラリア社会全体でオープンに交換するための重要な手段を提供する。署名事業者・団体は、もしそのコンテンツが違法なものでなければ、政府またはその他の当事者から、虚偽であるという理由だけで削除を強制されるべきではない。この規範は、世界人権宣言に明記されている国際的な人権（言論の自由を含むが、これに限定されない）に特別な注意を払う。署名事業者・団体は、「偽情報」や「誤報」に対する適切な対応策を策定する際、これらの権利を保護する必要性を認識するよう奨励される。
2.2. 利用者のプライバシーの保護	デジタルプラットフォームはユーザーのプライバシーを重視する。偽情報および誤情報の伝播に対処するためにデジタルプラットフォームが取るいかなる行動も、適用される法律だけでなく、利用規約、公表されたポリシーおよび自主的な行動規範を含め、オーストラリアのユーザーのプライバシーを尊重するために彼らが行ったコミットメントに反してはならない。これには、デジタルプラットフォームの使用時およびプライベートなデジタル通信におけるプライバシーに対するユーザーの期待の尊重が含まれる。さらに、研究目的のデータへのアクセスは、ユーザーのプライバシーを保護しなければならない。
2.3. 広告掲載に関する方針とプロセス	デジタルプラットフォームは、偽情報および誤情報の伝播者に到達する可能性のある収益を削減するために、サービスおよび製品への広告掲載に関してポリシーおよびプロセスを設けることの重要性を認識する。
2.4. 利用者のエンパワーメント	デジタル・プラットフォームは、利用者が、権威ある時事ニュースや事実情報の情報源と称するデジタル・メディア・コンテンツについて、十分な情報を得た上で選択できるようにすべきである。
2.5. サービスおよび製品の完全性とセキュリティ	デジタルプラットフォームは、ディスインフォメーションを広めることを目的とするサービスや製品上の真正でないアカウントを禁止し、検出し、対策を講じるための措置を講じることにより、サービスや製品の完全性とセキュリティを確保するための努力の有効性について伝えるべきである。
2.6. 独立した研究者の支援	デジタルプラットフォームは、偽情報や誤情報に対抗するためのトレンドや効果的な手段について情報を提供できる、学者を含む独立した専門家による研究活動に対する業界の支援の重要性を認識している。当規範は、デジタルプラットフォームが独立した研究イニシアティブに参加するための様々な選択肢を提供する。
2.7. 他のコミットメントに影響しない	本規範は、デジタルプラットフォームによる偽情報および誤報への取り組みを目的とする他のイニシアティブを妨げるものではない。

ニュージーランド行動規範の概要①

Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms

ニュージーランドにおける行動規範の策定経緯と署名事業者・団体

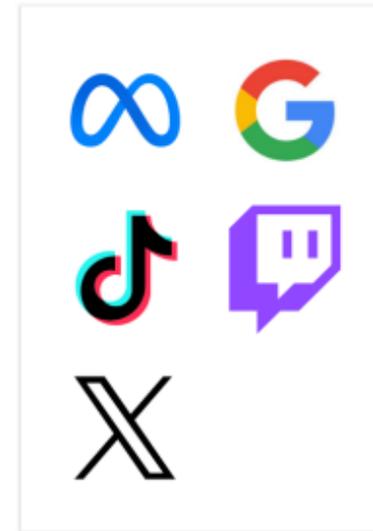
【自主規範の策定経緯・関連団体の概要】

- 急速に進化するインターネットのグローバルな性質は、安全性に対しても同様に柔軟で俊敏なアプローチを必要とする。効果的なオンライン安全対策には、専門知識とパートナーシップを活用し、透明性を確保することが必要である。
- この規範は、NetsafeがNZTechと協力し、マオリ族のアドバイザー、政府、市民社会、一般市民と協議して策定した。広範なデジタルプラットフォームに支えられ、この規範は、アオテアロア・ニュージーランドの人々にオンラインサービスを提供する組織のために設計されている。
 - **Netsafe**は20年以上の歴史を持つNGOであり、オンライン上の安全性確保に関する取り組みを行っている。
 - **NZTech**はニュージーランドのテック産業団体であり、1600以上の加盟者を持つ。

【署名事業者・団体】

- Meta (Facebook and Instagram), Google (YouTube), TikTok, Twitch, およびX (twitter)の5社が署名している。

SIGNATORIES



出所) <https://thecode.org.nz/about-the-code-new-zealand/>

出所) Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms前文及び各団体のウェブサイトより

ニュージーランド行動規範の概要②

Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms

本規範の構成

項目	主な内容
1. 前文 (Preamble)	自主規範の背景や目的などを記載する。
2. 指導原則 (Guiding Principles)	次の9つの指導原則を規定する； 1 マオリ的価値の推進 2 安全の推進 3 言論・表現の自由およびその他の基本的人権の尊重 4 利用者のプライバシーの保護 5 インターネットの国境を越えた、あるいはグローバルな性質を認識する 6 広範な適用可能性と参加 7 システムベースのベストプラクティス基準 8 比例性と必要性 9 社会全体の協力と協調
3. 適用範囲、適用、開始及び終了 (Scope, application, commencement and termination)	3.1 当規範の対象となる関連製品とサービス 3.2 現行法の適用 3.3 変更と修正 3.4 開始と存続期間 3.5 終了
4. コミットメント、成果及び措置 (Commitments, outcomes and measures)	児童の性的搾取と虐待、いじめまたはハラスメント、ヘイトスピーチ、暴力の扇動、暴力的またはグラフィックなコンテンツ、誤情報、偽情報という7類型について4つのコミットメントとそれに紐づく成果、措置を規定する（後掲）。
5. ガバナンス、苦情およびコンプライアンス (Governance, complaints and compliance)	規範のガバナンスや苦情処理、履行確保を規定する（後掲）。
6. 規範の運営 (Code administration)	6.1 運用者 6.2 運用者の権限の監督委員会への移譲 6.3 任期と業績の見直し 6.4 Te Rangapu Whakatutuki（管理者）の資金調達
7. 用語の定義 (Glossary)	偽情報、誤情報などの定義を規定する（後掲）。

EU・豪州・ニュージーランドの行動規範の比較

	EU	オーストラリア	ニュージーランド
自主的な行動規範	“2022 Code of Practice on Disinformation” (偽情報に関する行動規範)	Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation” (偽・誤情報に関する豪州の行動規範)	Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms
行動規範の作成主体	署名事業者・団体らによるタスクフォース	Digital Industry Group Inc. (DIGI) (非営利業界団体)	Netsafe (独立オンライン安全団体)
行動規範の運用主体	欧州委員会	DIGI (同上)	NZTech (非営利業界団体)
公表時期	2022年6月16日 ※2018年10月に自主規制を公表、欧州委員会からの2020年9月の評価、2021年5月のガイダンスを踏まえ、22年6月に公表	2022年12月22日(最終更新日) ※2021年2月22日に適用開始、同年10月11日更新	2022年7月25日
対象とする事業者・サービス	署名事業者・団体(オンラインプラットフォーム事業者、広告関連事業者・団体、ファクトチェック団体・関連サービス事業者やその他の市民・業界団体・関連事業者など) (加盟を希望する団体は、コミットメントと措置に同意する登録用文書に記入し、常設タスクフォースに提出することで、本規範に参加できる) * Google, Meta, Microsoft, TikTok等の43者が署名済(24年2月時点)	署名事業者・団体(“本規定は、オーストラリアのユーザーに製品やサービスを提供し、エンドユーザーがオンラインで偽・誤情報を伝播するリスクを特定し、かつ/またはオンラインで偽・誤情報の伝播を減らすことに貢献できるデジタルプラットフォーム*が署名することができる。”) * Google, Meta, Microsoft, X(Twitter), TikTok, Redbubble, Apple, Adobe, Twitchの9者が署名済(24年2月時点)	署名事業者・団体(“デジタル・プラットフォームは、当規範の署名事業者・団体となることができ、いつでも加盟することができる”) * Google, Meta, X(Twitter), TikTok, Twitchの5者が署名済(24年2月時点)
運用状況	署名事業者・団体が半年ごとに透明レポートを公表 最新版として、2023年7月分(対象期間:2023年1月1日~6月30日)までが公表されている 2024年1月分(2023年7月1日~2024年1月31日)は未公表(24年2月時点)	2021年から各社は透明性レポートを提出(直近は2023年5月に公開済) ACMA(オーストラリア通信メディア庁)が実施状況についてモニタリングを実施し、措置の充分性等について数度報告(直近は2023年7月)	2023年に各社が透明性レポートを提出しているほか、2024年1月には独立レビューの結果が公表。

EU・豪州・ニュージーランドの行動規範に関連する政府ガイダンス

	EU	オーストラリア	ニュージーランド
行動規範に関連する政府ガイダンス	<p>“European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation” (偽情報に関する行動規範の強化に関する欧州委員会ガイダンス)</p>	<p>“Regulating in the digital age - Government Response and Implementation Roadmap for the Digital Platforms Inquiry” (“デジタル時代の規制 - デジタルプラットフォーム調査に対する政府の対応と実施ロードマップ”)</p>	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動規範（2018年公表）に対する欧州委員会の評価（2020年）に基づき、関連するステークホルダー等との議論を踏まえ、欧州委員会がガイダンスを作成し、公表 ✓ 2018年に公表された行動規範のギャップや不足等に対処し、より透明性があり、安全で信頼できるオンライン環境を構築するために対策強化する方法について委員会の見解を示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2019年7月に公表されたオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）のデジタルプラットフォーム調査最終報告書に対するパブリックコメントを踏まえ、政府の対応を示す行政文書として公表 ✓ 政府は主要なデジタル・プラットフォームに対し、偽情報やニュース・コンテンツの信頼性シグナルに関する懸念に対処するためにプラットフォームが何を行うかをまとめた自主的な行動規範を策定するように要請。 	特になし
行動規範指針の作成主体	欧州委員会	オーストラリア政府	
公表時期	2021年5月	2019年12月12日	

【参考3】英国におけるリスク評価制度（オンライン安全法）の概要

英国オンライン安全法に基づくリスク評価制度の概要①

事業者課される義務・違反時の罰則の概要

項目	内容	条項
事業者課される主な義務	<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ（Illegal content）に関するリスク評価の義務：違法コンテンツが個人に及ぼすリスク（9条5項(b)the level of risk of individuals who are users of the service encountering the following by means of the service）に関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施 違法コンテンツに関する安全義務：サービスのデザイン及び運用に関して、違法コンテンツに関するリスクを効果的に管理・軽減する方策の採用、違法コンテンツを速やかに除去するためのシステム及びプロセスの導入、利用規約又は公表文書において違法コンテンツからの保護に関する措置の開示 コンテンツ報告及び不服申立てに関する義務：ユーザーや影響を受ける個人が違法コンテンツや（子供がアクセス可能な場合）子供に有害なコンテンツを容易に報告できる仕組みの設定、ユーザー等からの不服申立て手続の整備及び不服申立てに対する対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 9条、26条 ● 10条、27条 ● 20条、21条、31条、32条
子供がアクセスする可能性の高いサービスに対しての追加義務	<ul style="list-style-type: none"> 子供に関するリスク評価の義務：コンテンツが子供に及ぼすリスクに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施 子供の保護に関する安全義務：サービスのデザイン及び運用に関して、子供に及ぼすリスクを効果的に管理・軽減する方策を採用、コンテンツのリスクから子供を保護するためのシステム及びプロセス（「ユーザー間サービス」では年齢認証・推計）の導入、利用規約又は公表文書において子供の保護に関する措置の開示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11条、28条 ● 12条、29条
特定のカテゴリのサービスに対しての追加義務	<p>特定のカテゴリのサービスは今後、別途定められる予定の規則によって規定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーエンパワーメントに関する義務：ユーザーエンパワーメントに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施、大人のユーザーがコンテンツコントロールを行える仕組みを採用、可能な最も早い機会において、デフォルト設定を維持するか、変更するかを選択できるシステム及びプロセスの導入、利用規約において利用可能なコントロール機能及び直近のユーザーエンパワーメントに関する評価の要旨を開示 詐欺的広告の防止義務：詐欺的広告を速やかに除去するためのシステム及びプロセスを導入し、そのために用いている技術を利用規約において開示 本人確認の義務：大人のユーザーに対して、サービスの利用に本人確認が不要の場合でも、本人確認のオプションを付与し、利用規約において開示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 14条、15条 ● 38条 ● 64条
違反時の罰則	<ul style="list-style-type: none"> ● 1,800万ポンド、または、当該企業の最終事業年度における全世界売上高の10%のいずれか高い額を上限とする制裁金が課される可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● スケジュール13の4条1項、5条3項

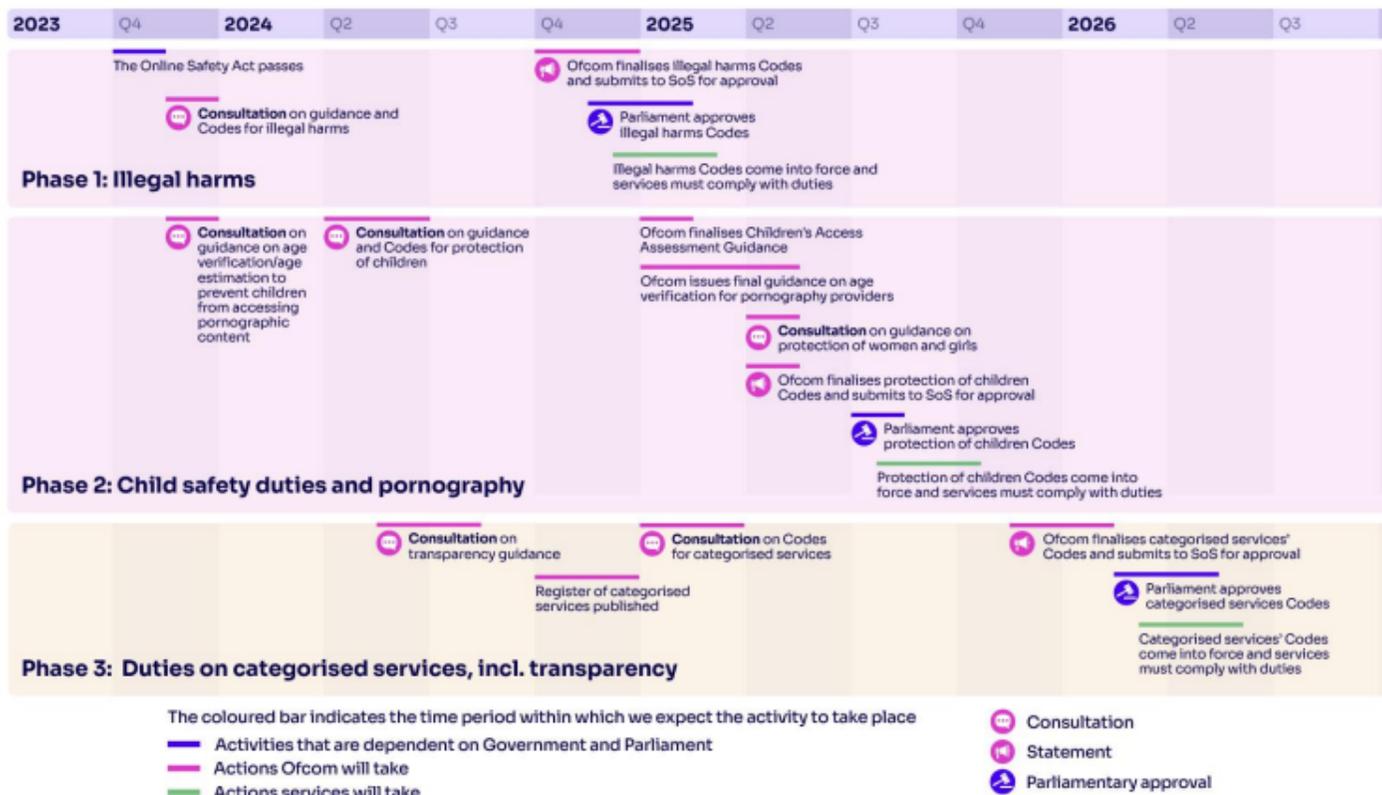
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50/contents/enacted>
<https://www.theverge.com/23708180/united-kingdom-online-safety-bill-explainer-legal-pornography-age-checks>
 西村・あさひ法律事務所「英国オンライン安全法（Online Safety Act）の解説-その適用範囲と要対応事項の概要-」

英国オンライン安全法に基づくリスク評価制度の概要②

監督・執行体制と執行に向けたスケジュール

- オンライン安全法の監督・執行はOFCOMが担う
 - オンライン安全法の施行に際しては、OFCOMに対して、PFサービス事業者に課される義務に対する行動規範(Code of Practice)の公表が義務付けられている（同法41条）
 - また、PFサービス事業者が同法が定める義務の遵守を支援するためのガイダンスを発行することも義務付けている（同法52条、53条、54条等）
- OFCOMは3つの段階に分けて具体的な施行に向けたガイダンスと行動規範を公表するとしており、その第一段階として、違法な危害に対するガイダンスと行動規範に関するコンサルテーションを公表し、2024年2月23日までパブリックコメントを受け付けた

オンライン安全法の施行に向けたスケジュール



英国オンライン安全法に基づくリスク評価制度の概要③

オンライン安全法

OFCOMのコンサルテーション “Protecting people from illegal harms online”の概要

- OFCOMは最初のコンサルテーション（パブリックコメント）として、“Protecting people from illegal harms online”を公開
 - 24年2月23日までパブリックコメントを受け付けた
- コンサルテーションの中では、行動規範についてのOFCOM案も提示している

コンサルテーション“Protecting people from illegal harms online”の構成・概要

項目		概要
Volume 1	背景	<ul style="list-style-type: none">・ オンライン安全法の策定の背景・概要とともに、対象となるサービスを説明・ サービスのタイプに応じて対応を変える必要があること、OFCOMが提示する行動規範は時の変化とともにアップデートされるものであること、サービスやリスクに応じて様々な対応をとる必要があることに言及
Volume 2	オンライン被害の原因と影響	<ul style="list-style-type: none">・ オンライン被害の原因と影響に関するOFCOMの調査結果とそれに基づく分析の概要を提示・ 具体的には過去3年に渡る調査結果をもとにオンラインでの違法被害に対する原因と影響を概説（成人のインターネット利用者の87%がオンライン上での詐欺等に遭遇したことがあること等を例示）
Volume 3	オンライン上のリスクの評価方法	<ul style="list-style-type: none">・ サービス事業者がリスク管理のためにどのようなガバナンスを敷くべきか、違法被害のリスクを評価するために何をすべきか、記録保持と報告義務をどのように果たすべきかについてOFCOMとしての方針を提示・ リスク評価のプロセスやリスク評価を行う際のエビデンスについてのガイダンスを提示
Volume 4	リスクを軽減するための方法（行動規範）	<ul style="list-style-type: none">・ 違法コンテンツによる被害を軽減するためにサービス事業者がとるべき推奨措置について説明・ 大きくは、ユーザー間サービス（User to User）と検索サービス（Search）に分けて対策を項目別に提示 ※ガバナンスとアカウントビリティはVolume3の中で提示。ただし、行動規範に含まれるとしている。
Volume 5	違法コンテンツの判別方法	<ul style="list-style-type: none">・ オンライン安全法にもとづくコンテンツの判別方法についてのアプローチを説明・ 違法コンテンツの判定ガイダンス（Illegal Content Judgements Guidance “ICJG”）にもとづく判定や自社での規約にもとづくアプローチ等を提示
Volume 6	執行と監督へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none">・ OFCOMの各事業者に対する情報収集の権限の概要と基本的なアプローチを説明・ OFCOMの執行権限とその行使に対する基本的なアプローチを説明

出所：Protecting people from illegal harms online

英国オンライン安全法に基づくリスク評価制度の概要④

オンライン安全法

コンサルテーションの中で、リスク評価については、4つのステップで行うことが提唱されている。

- コンサルテーションの中で、リスク評価の具体的な進め方についてのOFCOM案を提示している

オンライン安全法におけるリスク評価のプロセス（OFCOM提示案）

	主な内容	アウトカム
Step1 危険性の理解	<ul style="list-style-type: none">• OFCOMが提示するリスクプロファイル等に沿ってリスク要因を考慮したうえで、評価が必要な違法な危険性を認識する	<ul style="list-style-type: none">• 15種類の違法な危害についての理解
Step2 リスクの評価	<ul style="list-style-type: none">• 各種の違法な危害の可能性とその影響を評価し、危害のリスクレベルを割り当てる	<ul style="list-style-type: none">• 自社サービスに対する、15種類の違法な危害への評価結果• 15種の危害それぞれに対するリスクの程度（低・中・高）の割り当て
Step3 対策の実行と記録	<ul style="list-style-type: none">• OFCOMが提示する行動規範を含めた適切なリスク軽減措置の決定• 対策を実施するとともに、リスク評価の結果を記録する	<ul style="list-style-type: none">• リスク評価と対策の記録の完成
Step4 レポートとリスク評価の監視と更新	<ul style="list-style-type: none">• 関連するガバナンスの経路を通じてリスク評価と対策について報告をする• 効果を監視するとともに、リスク評価へのレビューを行うこと	<ul style="list-style-type: none">• リスク評価の年次レビューのサイクルの確立（年に一度のレビューを提示）• リスク評価のレビューのきっかけ・要因となる要素の理解

出所：Protecting people from illegal harms online

【出典】本WG第12回会合（2024年4月5日）配付資料WG12-1-2「EU・英国におけるリスク評価の概要」（株式会社野村総合研究所ご発表資料）

**【参考4】 事業者に自社サービス等の運営状況等を
事後的に評価させる制度の具体例（国内）**

事業者による自己評価

事業者に自社サービス等の運営状況等を事後的に評価させる制度の具体例

	特定利用者情報の取扱状況の評価	特定DPFの透明性及び公正性についての評価	踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価
根拠規定	電気通信事業法27条の9	DPF取引透明化法9条	踏切道改良促進法12条
評価主体	法27条の5の規定により指定された電気通信事業者（指定電気通信事業者）	特定DPF提供者	法3条1項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者
評価のタイミング	毎事業年度	毎年度末日から2月以内	踏切道の改良の完了後、遅滞なく
評価対象	特定利用者情報の取扱いの状況 ……少なくとも次に掲げる事項： a. 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 b. 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい	a. 特定DPFについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項 b. 特定DPFの提供条件等の開示の状況に関する事項 c. 特定DPF提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置として講じた措置に関する事項 d. 特定DPFの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項	当該踏切道の改良の完了後の踏切道における以下の事項： a. 交通量 b. 踏切事故の発生状況 c. その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況
評価項目・勘案事項等	直近の事業年度における以下の事項： <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢 技術の動向 外国の制度 サイバーセキュリティに対する脅威 その他の状況の変化 	a. の事項について： <ul style="list-style-type: none"> 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数 苦情及び紛争の主な類型 苦情及び紛争の処理期間の平均期間 苦情及び紛争の結果の概要 b. の事項について： <ul style="list-style-type: none"> 利用者に開示した提供条件の内容 当該提供条件が法定の方法により開示されたことを示す内容 c. の事項について： <ul style="list-style-type: none"> 指針※2.1～2.4に記載された基本的な考え方に示されたそれぞれの方向性（公正性確保のための体制・手続整備、苦情・紛争処理解決のための体制・手続整備、コミュニケーションを国内で管理する者の設置、その他取引先事業者の事情を考慮するために必要な措置）を実現するために講じた措置の具体的な内容 当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由 	当該踏切道の改良の完了後の踏切道が特定指定要因基準（注）に該当するかどうか （注）改良すべき踏切道としての国土交通大臣による指定に際して該当するとされた基準（例：1日当たりの踏切自動車交通遮断量が5万以上など）

※ 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和3年経済産業省告示第16号）

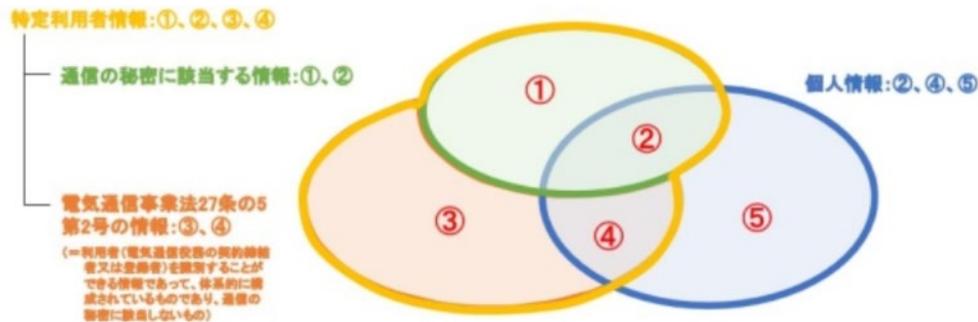
事業者自社サービス等の運営状況等を事後的に評価させる制度の具体例

(続き)	特定利用者情報の取扱状況の評価	特定DPFの透明性及び公正性についての評価	踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価
第三者による検証・評価 検証・評価主体	-	経済産業大臣	国土交通大臣
検証・評価の項目・勘案事項等	-	特定DPF提供者が、自らが講じた措置により指針「2 基本的な考え方」に示された以下の事項に関する方向性を適切かつ有効に実現しているか <ul style="list-style-type: none"> 公正性確保のための体制・手続整備 苦情・紛争処理解決のための体制・手続整備 コミュニケーションを国内で管理する者（国内管理人）の設置 その他取引先事業者の事情を考慮するために必要な措置 	踏切道の改良の完了後においてもなお、改良すべき踏切道の指定に係る基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認められるか
検証・評価結果をサービス等へ反映する方法	-	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣において、評価の結果を特定DPF提供者による自己評価を含む報告書の概要とともに公表 特定DPF提供者において、経済産業大臣による評価の結果を踏まえ、特定DPFの透明性及び公正性の自主的な向上に努める 経済産業大臣において、独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、公正取引委員会に対し対処を要請 	国土交通大臣において、鉄道事業者及び道路管理者に対し、地方踏切道改良計画の変更等を勧告

特定利用者情報の取扱状況の評価の概要

- 電気通信事業法27条の5の規定に基づき、「**内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きい**」電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者（**指定電気通信事業者**）※には、（i）情報取扱規程の策定・届出、（ii）情報取扱方針の策定・公表、**（iii）特定利用者情報の取扱状況の評価**、（iv）特定利用者情報統括管理者の選任・届出、（v）特定利用者情報の漏えい時の報告が義務付け。※2024年4月現在、19社が指定
- （iii）に関し、指定電気通信事業者は、毎事業年度、直近の事業年度における**社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに関する脅威**その他の状況の変化を踏まえ、**特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施**。評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、**情報取扱規程又は情報取扱方針を変更**。

◆ 電気通信事業者が取り扱う利用者に関する情報の規律



◆ 情報取扱規程の策定・届出

指定電気通信事業者は、**次に掲げる事項に関する規程**を定め、指定電気通信事業者に指定された日から3か月以内に**総務大臣に届出**：

1. 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項
2. 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託先に対する監督に関する事項
3. 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項
4. 特定利用者情報の取扱状況の評価に関する事項
5. 特定利用者情報を取り扱う従業者に対する監督に関する事項

◆ 特定利用者情報の取扱い方針の策定・公表

指定電気通信事業者は、**次に掲げる事項に関する方針**を定め、指定電気通信事業者に指定された日から3か月以内に**公表**：

1. 取得する特定利用者情報の内容に関する事項
2. 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項
3. 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項（安全管理措置の概要等）
4. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項
5. 過去10年間に生じた特定利用者情報の漏えいの時期及び内容の公表に関する事項

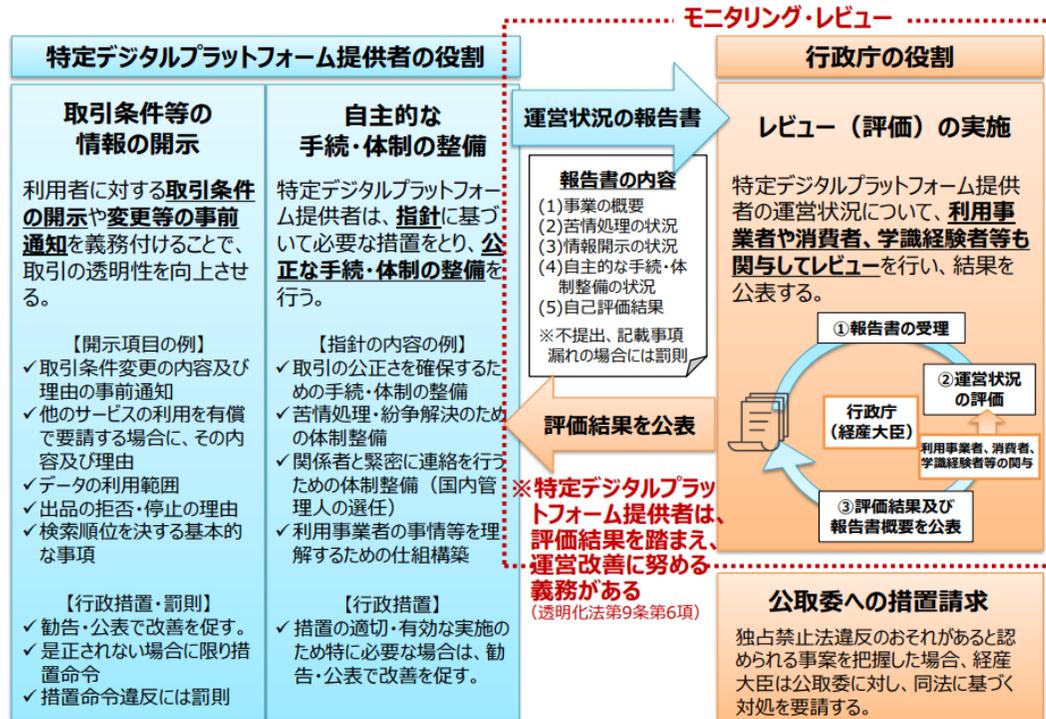
◆ 特定利用者情報の取扱状況の評価

少なくとも次に掲げる事項について評価を実施：

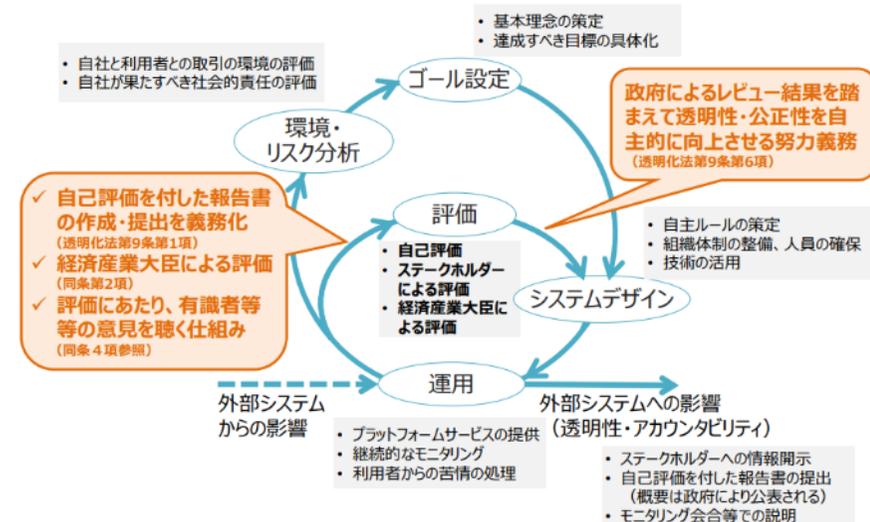
1. 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
2. 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

特定DPFの透明性及び公正性についての評価の概要

- DPF取引透明化法は、基本理念として、**DPF提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとする**ことを規定（**規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法**を採用）。
- DPFのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「**特定DPF提供者**」として指定し、**規律の対象とする**。
- 特定DPF提供者が、**取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備**を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、**自己評価を付した報告書を提出**。
- 報告書等をもとにプラットフォームの**運営状況のレビュー**を行い、報告書の概要とともに**評価の結果を公表**。その際、**取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取**し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。



◆ 特定DPF提供者による改善サイクルとモニタリング・レビューの位置づけ（イメージ）



【出典】経済産業省「2023年度第1回デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」（2023年6月29日）資料3（事務局提出資料）

踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価の概要

- 踏切道改良促進法は踏切道の改良を促進することにより交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的。
- 改良すべき踏切道の指定に係る基準に該当する踏切道の中から、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況等を考慮し、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良する必要がある踏切道について、国土交通大臣が指定。
- 指定された踏切道については、道路管理者・鉄道事業者が改良計画を作成し、改良を実施。さらに道路管理者・鉄道事業者による改良後の評価によりPDCAを強化し、必要に応じ国土交通大臣が追加的対策を勧告。

◆ 踏切道改良促進法の一部改正の概要 (2021年3月31日改正)

◆ 依然として多い踏切事故・渋滞

- 〔 法施行(S36年)後60年で、
・踏切数半減(約7万→約3.3万) 〕
- ▶ 踏切事故は約2日に1件、約4日に1人死亡
※踏切事故件数211件、死亡者数84人(R元年度)
・死亡者に占める高齢者の割合が高く、高齢者対策の強化が必要
- ▶ H28改正により指定数が大幅に増加、対策も一定程度進んだものの、開かずの踏切など、抜本的な改良が必要なものが多く未着手
・長期間の調整が見込まれるものや指定期限後半の指定が困難
- ▶ H28改正により、各地で工夫ある取組を実施
・踏切周辺の道路整備
・駅改札口の追加
・滞留交通を考慮した歩道拡幅
- ▶ 5年間を超える対策が中心となり、また対策の多様化を踏まえ、指定踏切道のフォローアップの仕組みが必要

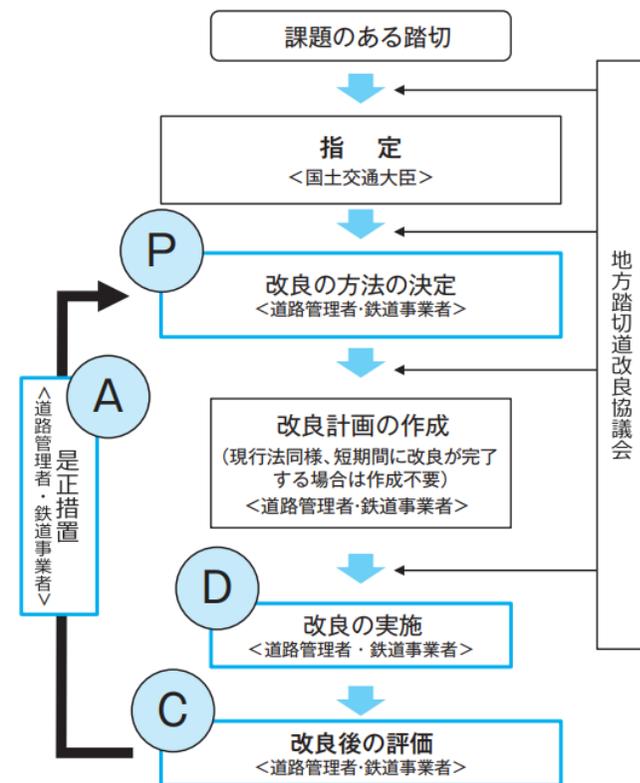
◆ 災害時の長時間遮断

- ▶ H30大阪北部地震において、踏切道の長時間遮断が発生し、救急活動等への支障が発生
- ▶ 3か年緊急対策等の取組は任意の取組であり、法的拘束力が無い

◆ 改正概要

- 一律5年間の指定・改良年限となる指定制度のあり方
▶ 一律5年間の指定・改良年限を撤廃・恒久化し、個別の踏切道の状況に応じた機動的な指定を可能に
- 改良方法の拡充
▶ 当該踏切道のみならず、周辺の迂回路整備や駅改札口の追加を踏切対策として位置づけ
- 着実なフォローアップ及び「見える化」の仕組み
▶ 個別の踏切毎に進捗状況の公表や改良後の評価等を行い、「見える化」を推進
- バリアフリー化への対応
▶ 高齢者等対策として、特定道路上の踏切道の指定を推進するとともに、軌道の平滑化等、具体的方法を明確化
- 災害時の管理方法を定める制度の創設
▶ 優先的に開放する等の措置が確実に実施されるような基準等を設定

◆ 踏切道対策のPDCA



【参考5】 事業者が自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例（国内）

事業者が自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例①

	内部統制報告制度	特定個人情報保護評価
根拠規定	金融商品取引法24条の4の4	マイナンバー法28条
事業者による事前予測	予測主体	上場会社等（の経営者）
	予測のタイミング	毎事業年度
	予測対象	<p>当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制（注））の有効性</p> <p>（注）以下の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセス：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 業務の有効性及び効率性 b. 報告の信頼性 c. 事業活動に関わる法令等の遵守 d. 資産の保全
	予測の項目・勘案事項等	<ul style="list-style-type: none"> • 統制環境 例) 経営者は、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告に係る内部統制の役割を含め、財務報告の基本方針を明確に示しているか など • リスクの評価と対応 例) 信頼性のある財務報告の作成のため、適切な階層の経営者、管理者を関与させる有効なリスク評価の仕組みが存在しているか など • 統制活動 例) 信頼性のある財務報告の作成に対するリスクに対処して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針と手続を定めているか など • 情報と伝達 例) 信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、企業内の全ての者、特に財務報告の作成に関連する者に適切に伝達される体制が整備されているか など • モニタリング 例) 日常的モニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか など • IT（情報技術）への対応 例) 経営者は、ITに関する適切な戦略、計画等を定めているか など
予測の指針（策定主体）	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（企業会計審議会）	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）

- 行政機関の長等
- 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき
 - 当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするとき

特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式
- 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置例)
 - 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策（ユーザ認証の管理など）
 - 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策（特定個人情報の提供・移転に関するルールなど）
 - 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策（事故発生時手順の策定・周知など）
- 特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因

事業者自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例①

(続き)

内部統制報告制度

特定個人情報保護評価

第三者による検証・評価

検証・評価の項目・
勘案事項等

- 経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性
…この検討に当たって、取締役会、監査役等、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況について十分に考慮
- 経営者による業務プロセスに係る内部統制の評価の妥当性
…この検討に当たって、経営者による全社的な内部統制の評価の状況を勘案し、業務プロセスを十分に理解した上で、経営者が統制上の要点を適切に選定しているかを評価

検証・評価結果を
サービス等へ反映
する方法

- 内部統制報告書の提出を受けた内閣総理大臣においてこれを公衆縦覧
- 内部統制報告書への虚偽記載に対する法定の民事・刑事責任

個人情報保護委員会

- 適合性：特定個人情報保護評価指針に定める実施手順等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか
- 妥当性：特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか

- 個人情報保護委員会において、必要と認めるときは、マイナンバー法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、行政機関の長等による予測の結果を記載した評価書の再提出その他の是正を求める

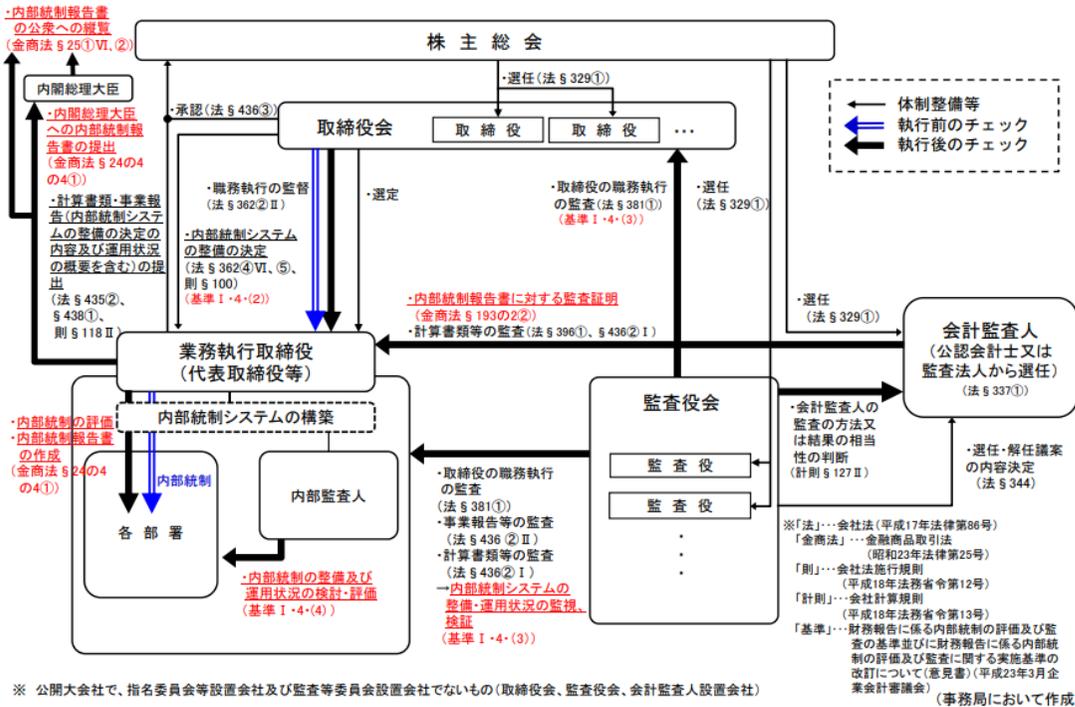
事業者に自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例②

	環境影響評価	発電用原子炉施設の安全性向上評価	
根拠規定	環境影響評価法	原子炉等規制法43条の3の29	
事業者による事前予測	予測主体	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者	発電用原子炉設置者
	予測のタイミング	事業を実施しようとするとき	定期事業者検査の終了日以降6月を超えない時期
	予測対象	事業の実施が環境に及ぼす影響	発電用原子炉施設の安全性
	予測の項目・勘案事項等	<p>事業の種類（例：道路の新設及び改築の事業、ダムの新築、堰の新築及び改築の事業、鉄道・軌道の建設及び改良の事業など）ごとに主務省令（注）で定めるところにより事業者が選定した項目</p> <p>（注）例えば「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」は、道路事業に係る環境影響評価の項目について、以下のような項目を勘案して選定するものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等、騒音、振動への影響 工事施工ヤードや工事用道路等の設置による重要な地形及び地質への影響 自動車の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音、振動への影響 など 	<p>a. 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故の発生の防止等に資する設備又は機器の設置 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制の整備 <p>b. 上記措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項</p>
	予測の指針（策定主体）	事業の種類ごとに主務省令で定める（主務大臣）	実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（原子力規制委員会）
第三者による検証・評価	検証・評価主体	免許等を行う者	原子力規制委員会
	検証・評価の項目・勘案事項等	対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうか	<p>予測（評価）に係る調査及び分析並びに評価の方法が原子力規制委員会規則で定める方法（注）に適合しているか</p> <p>（注）当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること、認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること等を確認することなど</p>
	検証・評価結果をサービス等へ反映する方法	免許等を行う者において、検証・評価（審査）の結果を踏まえ、免許等を拒否する処分を行い、又は免許等に必要な条件を付す	原子力規制委員会において、調査若しくは分析又は評価の方法の変更を命令（違反に対しては20万円以下の過料）

内部統制報告制度の概要

- 金融商品取引法に基づき、上場会社は、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社の財務計算に関する書類その他の情報（財務報告）の適正性を確保するために必要な体制（内部統制）について評価した報告書（内部統制報告書）を、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出。
- 内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。
- 内部統制報告書は、提出日から5年間公衆縦覧。

◆ 内部統制の例



◆ 内部統制報告書に記載すべき評価結果

次のいずれかを記載：

- 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由
- 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

◆ 公認会計士又は監査法人による監査意見

- 無限定適正意見**：財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示
- 限定付適正意見**：除外事項を除き、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示
- 不適正意見**：内部統制報告書が不適正
- 意見不表明**：意見を表明するための基礎を得られず、意見の表明をしない

【出典】総務省「第31次地方制度調査会第21回専門小委員会」（2015年7月28日）参考資料1

特定個人情報保護評価の概要

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

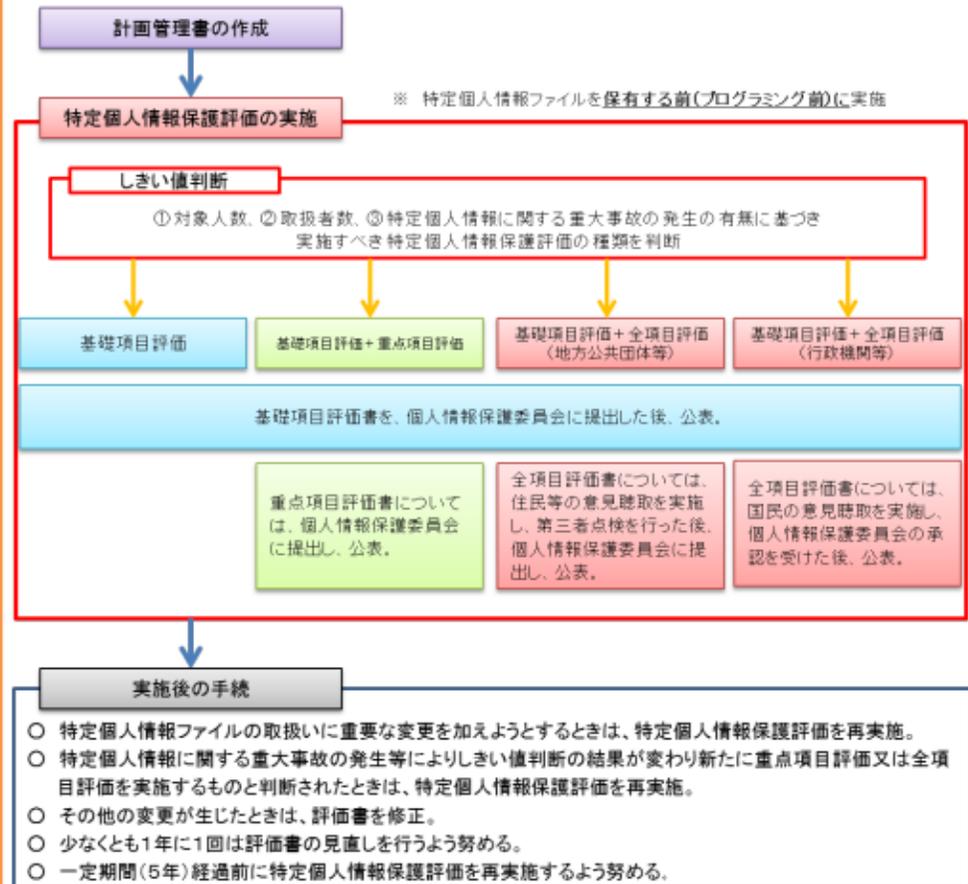
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

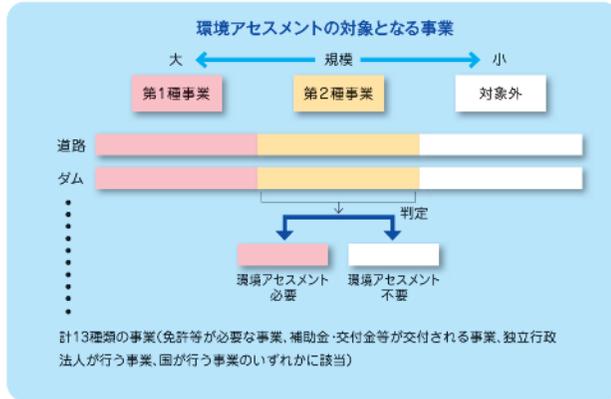
特定個人情報保護評価の流れ



環境影響評価（環境アセスメント）の概要

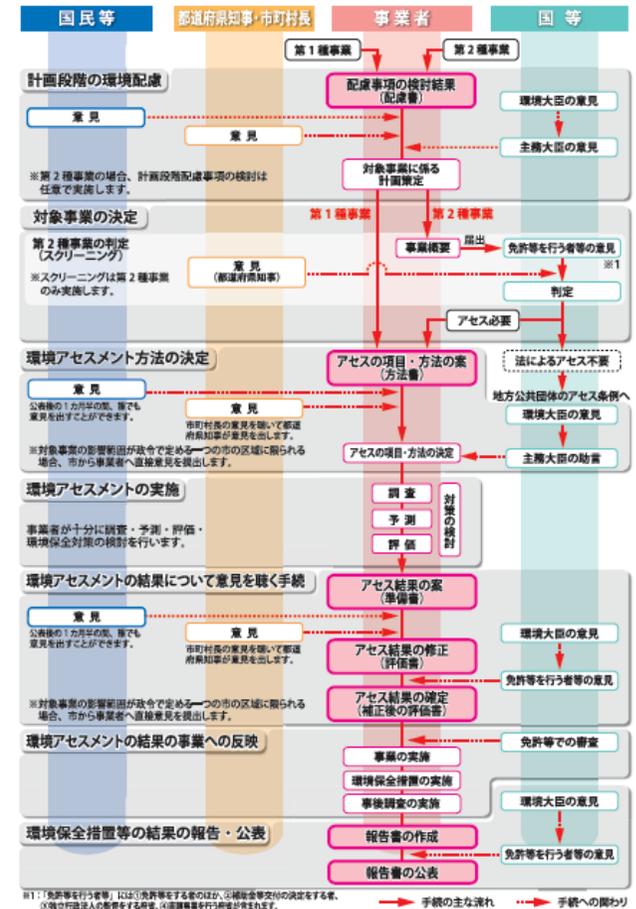
- 開発事業の内容を決めるに当たって、それが**環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価**を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて**環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度**。
- **道路、ダム、鉄道、空港、発電所など13種類の事業**が対象。このうち**規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある「第1種事業」は手続を必須とする一方、「第1種事業」に準ずる規模の「第2種事業」については、手続を行うかどうかを個別に判断**。

◆ 環境アセスメントの対象となる事業



◆ 環境アセスメントの手続の流れ (発電所等の場合を除く)

【出典】環境省「環境アセスメント制度のあらまし」(2023年8月改訂)



◆ 環境アセスメントの実施

調査 予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。

(調査の方法)

- 既存の資料などを集めて整理する方法
- 実際に現地に行き、測定や観察をする方法

予測 事業を実施した結果、環境がどのように変化するのが予測します。

(予測の方法)

- 予測式に基づいて計算する方法
- 既存事例の引用や解析による方法

評価 事業を行った場合の環境への影響について検討します。

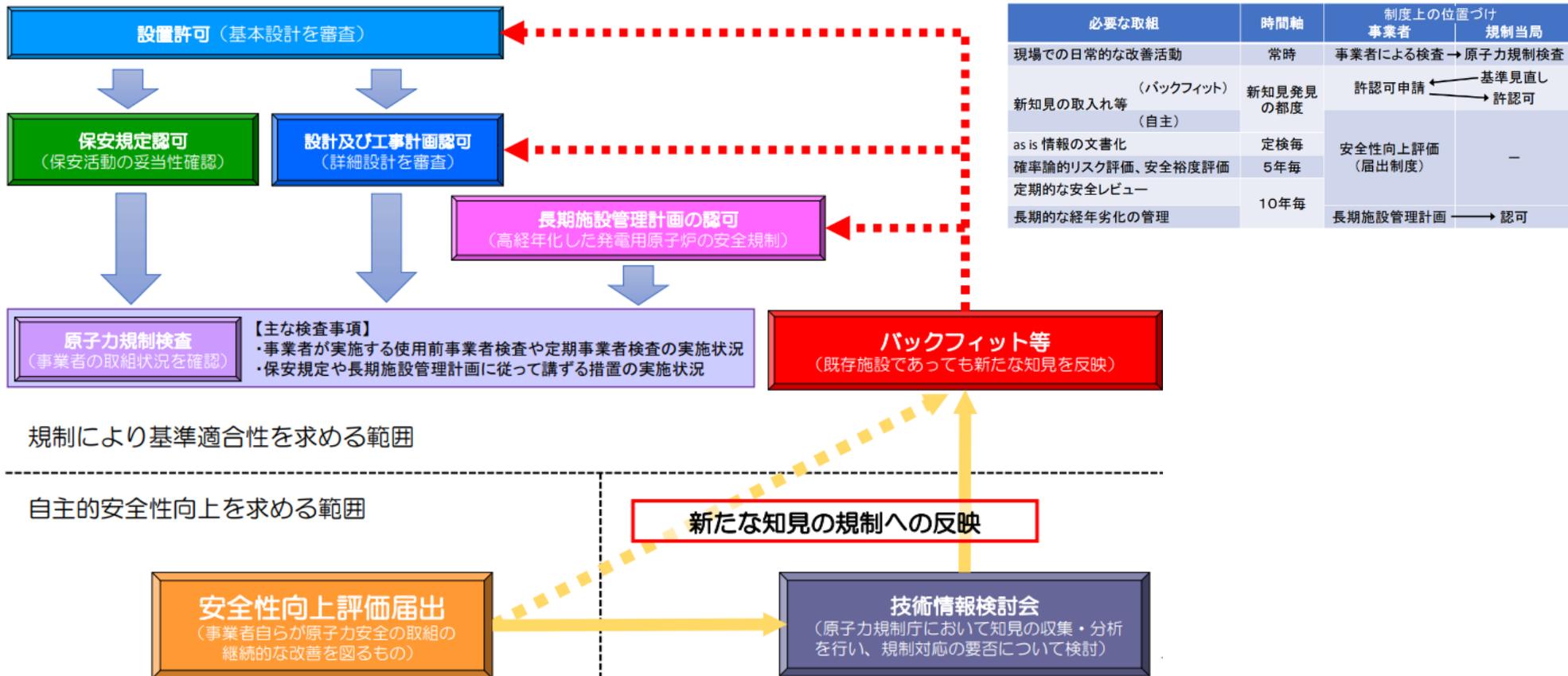
(評価の内容)

- 実行可能な最大限の対策がとられているか
- 環境保全に関する基準、目標等を達成しているか

発電用原子炉施設の安全性向上評価の概要

- 事業者は、**最新の知見を踏まえつつ、施設の安全性向上に資する設備の設置等の必要な措置を講ずる責務**。
- そのため、許認可等の手続とは別に、安全性向上評価届出制度で、**事業者が自ら講ずる措置の実施状況や有効性について評価**を行い、**自主的な安全性向上に向けた取組を継続的に講じさせる**ことを目的。
- **取組内容を公表**させ、社会全体が事業者の活動を監視する仕組み。

◆ 現行制度の中での位置付け



【参考6】 検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等

検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点1関係）①

- ガバナンス設計の観点から、今まで憲法学は個人に表現の自由があり、そこにある種の規制がかかることを個人の権利ベースで議論をしてきたが、放送制度の例があるように、デジタル環境のいろいろなステークホルダーやアクターの機能等を見据えて構造・システム全体を把握しながら制度設計をしていく視点が求められる。特に、**プラットフォームのモデレーションやキュレーションにおいては、どうしても事後的にこの情報が削除されていないとか、何でこの情報が削除されたんだという事後のエラーをチェックするということに関心がいきがちだが、それだけではなく、そうしたモデレーションやキュレーションのシステムがどのように設計されてきたのかというシステム全体に目配りをするガバナンス設計が必要**。表現者中心から環境中心アプローチ、権利ベースからシステム的な視点に基づくガバナンス設計。【検討会第1回・水谷構成員】
- 透明性確保についてもプラットフォーム・ガバナンスとして、市場とか、いろんな圧力にプラットフォームはさらされているが、それらがうまく機能しないようであれば、何かしらの法的な義務というのをもきちんと議論しなくては行けないし、もう一つ、**透明性レポートをあげてもらったら終わりではなく、透明性は手段であるので、その目的を達成するために外部からきちんとモニタリングを入れることも重要**。【検討会第4回・水谷構成員】
- （EUデジタルサービス法（DSA）において）**特に直接的に偽・誤情報対策に関わる場所では、VLOP、VLOSEの偽・誤情報を含むシステムリスクへの対応**がある。一つ一つのマイクロなレベルでの対応の透明性とそれを集計した透明性レポートというのも重要だが、まさにシステム的なリスクが問題。それはしかし、ディスプレイフォーメーションだけに限らないが、しかし当然、**市民言説や選挙への影響**というのがデジタルサービス法の立法経緯としては非常に大きくある。**その他いろいろなリスクを自ら評価し、そして、それをちゃんと緩和する義務を取らないといけない**という、非常に重要な包括的な規律が置かれている。【検討会第4回・生貝構成員】
- 異議申立ての仕組みがDSAには入っていて結構目玉だと思うが、この個人の異議申立てという仕組みというのは、事後的な救済という意味で、法律家からするとすごくなじみ深い。だが、データベース自体がもう8億あるという話で、量的な観点から考えても、それを利用するというのは非常に限られてくるユーザーになってくると思う。それに関連して、**個別事案の事後的な救済は、例えばコンテンツモデレーションに用いられているアルゴリズムのバイアスの問題だとか、根っここの部分に関係してくる問題には対処しきれないのではないか**と思う。【検討会第4回・水谷構成員】
- アルゴリズムのバイアスといったような意味だと、まさにこれが多分システムリスクとか、そういうものの軽減措置の中にも今後、恐らく様々な形で具体的に組み込まれてくるのだと思う。**システムリスクの対象は非常に広く、基本権だとかジェンダーだとか、そういったような問題も含めてということなので、まさにちゃんとそれに合わせた形でデータのバイアス、アルゴリズムのバイアスみたいなものちゃんと調整していかないと行けない**ということが、今後その条項の具体化の中でいろいろ出てくるんだろうと思う。【検討会第4回・生貝構成員】
- 全体的に**特に透明性、救済について、10億人、20億人使うようなサービスについてリスク評価して緩和せよ**というのは、**社会的なレスポンスビリティとして、それがデジタルプラットフォームであってもGeneral purpose AIであっても、あるべきなんだろう**などは思っているの、我が国でもバランスのとれた形で前向きに考えていく価値があるのかなとは感じている。また他方で比較的本当にホリゾンタルな部分を御紹介したが、**バーチカルには例えばテロの情報に関して、当局の要請後1時間以内でちゃんと対応しなきゃいけないだとか、またCSAM系ですと非常に難しい問題であるだけに、強い措置というのEUレベル及び各国レベルで行われている**。まさにバーチカルにどうしていくかといったような問題は一つ一つ、その問題の深刻さとの兼ね合いでしっかり考えていかなければいけない部分が多いと思う。【検討会第4回・生貝構成員】
- データ保護、プロファイリングはモデレーションと同じか、場合によってはそれ以上に重要なルールというものにもなってくるだろう。そしてVLOP、VLOSEに関しては日本の立法技術上、こういったような仕組みがどの程度可能かというのは難しいが、しかし**個別のディスプレイフォーメーションを削除せよ**というのではなく、**まさにシステムリスクを管理してもらい、軽減してもらい、そして、その具体的な形は行動規範等を通じて具体化していくようなことは、今の時代のテクノロジー分野のルールで不可欠**のかなと感じているところ。同じようなことが多分、汎用・生成AI、特に大きなものについては必要だという議論も出てきている。【検討会第4回・生貝構成員】

検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点1関係）②

- ▶ プラットフォーム事業者が民主主義というものに対してどれぐらい責任を持つべきなのかということは、プラットフォームがどういう存在なのかということ、例えば放送事業者であれば、かつては電波の有限性とか社会的影響力から、特別の規律が課せられるという考え方があったが、**プラットフォームに民主主義という公共的な責務を課すといったときに、なぜそれが可能なのか**ということについても考えていく必要がある。差し当たり、現状、**情報空間のゲートキーパーに実質的になっていること**、情報空間の門番。我々はプラットフォームを通じて情報コンテンツを摂取している。そういうインフラ性とかということに、一つポイントが置かれるのかもしれないなと思っている。こういった健全な民主主義の発展への貢献を、プラットフォーム企業もまた果たしていく必要があるのではないか。【検討会第6回・山本(龍)座長代理】
- ▶ （個人情報保護に関する基本方針について）基本理念の続きとして、「法の基本理念と制度の考え方」という項目のところで挙げられている原則があり、5つの項目が掲げられている（①個人情報の保護と有用性への配慮、②法の正しい理解を促進するための取組、③各主体の自律的な取組と連携・協力、④データガバナンス体制の構築、⑤個人におけるデータリテラシーの向上）。この検討会の議論との関わりだと、データガバナンス体制の構築の部分。**透明性と信頼性の確保の重要性**。各主体においてPIAを実施すること。PIAについては、**個人情報保護評価とかプライバシー影響評価というものになると。この手法を用いることなどのデータガバナンス体制を構築することが重要**であると述べられていることを御紹介させていただければと思う。【検討会第6回・石井構成員】
- ▶ （プライバシーが侵食される過程が環境被害に類するという議論について）環境汚染的になっていくという、その被害への対応をどうするかという観点はやはり重要だと思った。私自身も偽情報対策に関して情報空間を環境と捉える、言い換えれば**環境政策とのアナロジー**で捉えられないかということは何となく考えたことがあるが、一方で、難しいなと思ったのはアセスメントについて。つまり**環境にどれだけ影響を与えているかという影響評価が、こうした政策ではまず必要になってくる**と思うが、通常環境、つまり我々が今住んでいるこの現実空間の環境と情報空間の環境汚染を同じようにアセスメントできるのだろうかという疑問が自分の中にある。【検討会第6回・水谷構成員】
- ▶ **環境への影響評価というのは、外的に現れているものをどう評価するかという指標があるもの**。それに対して、**プライバシーが侵食されていく情報環境の汚染**というのは、**見えないというところが難しさとして現れているか**と思う。ダークパターンも同様で、消費者は気づけば怒るが、気づかないというのが大きな問題としてある。**偽・誤情報の関係だと、出ている情報が信頼できるのかどうかを評価する仕組みの重要性が、より高まってくるのかな**と思う。**消費者ないしは個人に対して見える形になってこない、情報環境が汚染されているのかどうかすら分からないので、それをいかに実現していくかにかかっているかな**とは感じた。【検討会第6回・石井構成員】
- ▶ 今回、特に能登半島地震のところ限定してみたわけだが、やはり**プラットフォーム事業者の多くでアルゴリズム・システムをどのように設計して管理しているのかについて、限られた透明性しか提供がされていない**というのを改めて認識。【検討会第10回/WG第4回・澁谷構成員】
- ▶ やはり**VLOP、VLOSEの偽情報対策にとっては、やはりシステミックリスクの評価と軽減といったようなところが大変重要**。【WG第5回・生貝構成員】
- ▶ 以前も申し上げたこととも関わるが、彼らにとって、そしてそれは一部のプレーヤーであるけれども、例えば自らが提供するサービスにおいて、**民主主義に対する影響といったものを抑止するような責務があるのか**。あるいは**誹謗中傷のような問題に対して積極的に對抗していく責務があるのかどうか**。それをどのように表現するかというのはあると思うのですけれども、**ある種透明性とアカウントビリティを超えた責務があるのかどうか**というのは引き続き議論の対象になるのかなと思った。【検討会第13回/WG第9回・生貝構成員】
- ▶ （情報伝送PFのサービスやそのアーキテクチャが情報流通の健全性に与える影響・リスクの評価・軽減に関し）**自社PF上での利用者の行動を分析し、偽情報を発信するようなアカウントは発信・拡散を抑制するようなモデレーションを行うようなことが想定される**。【WG第16回・曾我部主査代理 ※会合後の追加意見】

検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点2・3関係）①

- 実際にAIシステムがきちんと動いているのか、又は生成AIとか様々、問題が出てくるときにどうやって対応していくのか、健全性を確保していくのかということにおいて、一つの方法論として、様々なところで**AI Audit、AIによるAIサービスシステムの監査**というのが取り上げられている。もっとも、これはそんなに簡単なことではない。PrincipleとかPracticeとか様々なものがある中で、**では一体そのサービスの何を監査していくのかといったときに、その対象となる立証命題をブレークダウンして考えていく必要がある**。例えば、公平性ですと、AIシステムの出力に不適切なバイアスがかかっていないかというような形まで落とし込んで、それを見ている、あるいはサービスを提供する組織の運用の仕方とかを見ていくという形になる。それぞれの立証命題がどのようにしてブレークダウンできるのかといったことの基準は様々で、**各企業や組織においても、何を重視するのか、どう何を重視するのかというのはかなり多様になっているので、全てのものを一遍に見ていくことはなかなか難しいところであり、それぞれがどういう優先順位で見えていくのかということもかなり議論した上で監査をしていくということが重要**。【検討会第3回・江間構成員】
- AIサービスやシステムを監査するという点においても、**どのレイヤーを監査していくのかということが、もう少し整理する必要がある**。アルゴリズム監査とかデータの中身の監査ということが一般的に思いつくが、従来のAIシステムがソフトウェアだけではなく、例えば自動運転とかハードの中に組み込まれていくようになったときに、そちらのハードウェア自体のデバイスの性能とこちらのアルゴリズムの関係性ということも考えなければならない。また、**どのようにしてサービスが提供されているのか、情報が適切に開示されているのかについても、監査というは入ってくる**。【検討会第3回・江間構成員】
- システムやサービスだけではなく、どちらかというとマネジメントのほう、**内部統制はどのように効いているのかということも監査**するということもあり、どちらかというと技術的にアルゴリズムの監査をしていくというよりは統制をどのようにされているかという観点から監査をしていくという、できることからやっていくような、この辺からいくのではない。ただ、どのタイミングで監査するのかは非常に難しいと感じており、AIはPoCレベルや新規開発のところがあり、それぞれをリリースした後にさらにまた追加開発をしたりで、常にこの時点でもう一旦製品がフィックスされることはなかなかない可能性もある。そのときに、監査をした時点と実際に動いているという点でAIの出力結果が、精度が異なるみたいなケースも出てきて、タイミングがいろいろとある中で、どのように誰がどの段階で、**内部監査の人と外部監査の人が場合によっては協力することも必要になってくるかもしれない**。【検討会第3回・江間構成員】
- 誰が監査をするのかというところでも、AIの技術の知識もあれば監査の知識もあるみたいなスーパーマンを1人想定するということは少し難しいので、チームで監査していくことが重要。また、何もかも責任を全て外部監査で任せすぎると、そういうシステムを監査したくないというような監査人不足になってしまう可能性もあるので、**誰が監査するのかどうやって監査するのかということも含めて、ある種の監査人のリテラシーとか教育というのも一緒に必要になってくる**。【検討会第3回・江間構成員】
- AI監査に関し、**内部監査のような第一線、第二線と言われているような企業内での監査と、外部の標準化だったりとか、あるいは外部監査実施者による監査といったいろいろな関係者がいる**。様々なステークホルダーを特定していきましようというときに、具体的に企業内部の人たちというのも、ある種重要なアクター。【検討会第3回・江間構成員】

検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点2・3関係）②

- 透明性というと全ての人に公開しろということが前提になっているようにも思ってしまうが、アメリカのPATAは資格を持った研究者にのみアクセスさせるみたいな、そういうことを前提にもしているのだから、**透明性で出す情報でアクセスできる人たちというの範囲を限定しながらやる方法もある**と思ひ、その辺を複合的に考えていくべき。【検討会第4回・水谷構成員】
- **リスク評価と軽減をどうすればいいのかという、なかなか包括的過ぎる、抽象的過ぎるといふのもあるので、欧州委員会がある種、非常に強く後押しする形で形成するコードオブコンタクト**や、特にディスインフォメーションは、どちらかという平時というよりは、突然何かが起こったことが問題になったりする自然災害や武力紛争とか、そうした時には緊急で、これはかなりデジタルプラットフォームの裁量というのを重視した形にはなっている、**緊急対応、危機対応メカニズムというのが置かれていて、こういう行動をこんな形で取ってくださいという要請を、まさに法に基づいて出す**ということになっている。その部分はまた別途、危機プロトコルという形で決められていたりするところ。これらがちゃんと守られているかどうかは、なかなか公開できる情報と公開できない情報もあるし、しっかり中に入ってデータを見ないと分からないということで、**必ず独立した監査を徹底的に受けて、その修正要求にどう対応したかといったようなところもまさしく義務として入っている**。この中에서도、アメリカの文脈での**データアクセス提供義務**といったようなことも、**外部の信頼できる研究者等に限った形で認めたりということもやっている**。【検討会第4回・生貝構成員】
- 我が国がどうするかというのは難しいが、一つは我が国の最も重要な価値をどう実現するかといったときに、まず一つは議論ができる前提として透明性というものをしっかり確保する。何が起きているか分からないのでは、まさに議論のしようがない。そして、もう一つの論点としての**リスクの評価と軽減**という意味では、これは**できる限り公表された情報に基づいて公論をして、議論をできるだけメディアを含めてしていく中で、そういったようなことをデジタルプラットフォーム様がちゃんと取り込んでいけるような、そういったプロセスというものが極めて重要**だろうなと思う。【検討会第4回・生貝構成員】
- 偽情報の行動規範の策定とか署名について、EUにおいて事業者が乗ってきけるように**どういうインセンティブ設計をしたのか**という点が気になっていて、今のお話だと、どちらかという**レピュテーションリスクを軽減する**というようなところに**インセンティブがある**という方向かなと思ったが、もちろん方法によっては、インセンティブとかじゃなくて、**法規制でむしろ行動規範に乗ってくる義務みたいなものをつくる**という方向もあるかもしれない。【WG第8回・水谷構成員】
- 本検討会の常設化など、**モニタリングを継続的に行う場の確保**が必要ではないか。また、**台湾IORG (<https://iorg.tw/>)**のような調査研究を何らかの形で**確保する**必要があるのではないか。【WG第16回・曾我部主査代理 ※会合後の追加意見】

検討会・WGにおけるこれまでの主なご意見等（論点4関係）

- アジャイル・ガバナンスの実践という意味では、もちろん根拠法の整備が必要になるような場合はあると思うが、詳細な対応については柔軟に調整ができるように設計をしていくことが重要。官民共同規制という言葉を使うだけでは、作ったものの、あまりうまくワークしていないと言われるような場合もあるので、どうすると皆さんにリソースを割いていただけるようになるのが重要。これは国もそうですし、国も十分にそれで定員を確保できないという場合もあるでしょうし、民間側も十分に協力してくれないという場合もある。これをどう考えていくのか。【検討会第1回・落合構成員】
- プラットフォーム事業者に求められることとして、研究者と連携した研究について、Innovation Nipponのような第三者を入れた研究とか、あるいは**研究者へのデータ提供**。Xというのはその方向から逆行してしまったわけだが、そうではなくて、しっかり研究者にデータ提供するなど情報環境の研究を促進するということも大切。【検討会第2回・山口構成員】
- 研究者の立場としては、プラットフォーム事業者の取組、データ、コンテンツモデレーション、アルゴリズム等に関する透明性は高めていくことは、特に大事だというふう感じており、現在XのアカデミックAPIは提供停止になっており、これまで有益だった偽情報流通の全体像の把握、特に大規模、そして過去に遡った解析というのが非常に困難。また、今後はXのみならずプラットフォームサービスとして**SNSや掲示板、ニュースポータル、検索エンジン等々においても、研究者に対して、データやアルゴリズム等に関して分析可能な形で提供するような枠組みがあれば、もう少し全体像の把握というのが容易になる**というふう考えている。例えばティックトックは、現在研究者向けのAPIを公開しているが、こちらは欧米のみに提供中で、国内のティックトックにおける偽誤情報のティックトックにおける全体像を見たいというふう考えているが、そこがなかなか難しいという現状。【検討会第2回・澁谷構成員】
- プラットフォーム事業者から、AI関連事業者からでもいいが、研究者にデータを提供いただけると非常にありがたい。研究者が使っているデータセットというのはかなり特殊な環境で、例えば、テレビ番組のような背景がずっと同じような人物映像とか、人が1人しかいないとか、かなり理想的な環境で顔が照らされたような画像。これを実際の用途に使おうとすると、例えば、スマホのカメラのようなものでも光の環境は多様で、顔の向きも全然、斜めからとか違う向きのものとか、自然な環境とは、我々がやっている研究で使っているデータセットは大きく違う。実際に事業者から生のこういったデータを頂くことで、例えば、真贋判定における精度は確実に向上するし、さらにそういったものを想定してアーキテクチャ自身も開発できるというところで、実際にそういったデータ提供があるとこの分野は極めて大きく進む。現状は、研究者は若干たこつぼ的で、与えられた研究用のデータセットに対して一番を取るところに非常に熱心になるので、技術開発、本当に社会実装を目指すのであれば、事業者等から実際のデータを頂きながら開発するというのが非常に重要。【検討会第3回・越前構成員】
- 基本的に政府が規制を入れないのがアメリカでは前提になっているが、アメリカ版DSA、プラットフォームの透明化法みたいなのがアメリカでも議論されていて、あそこでは**研究者がデータにアクセスすることを結構重要視している**。そこはDSAでもそういう規定が入っていますけれども、研究者がプラットフォーム側のデータにアクセスして、それこそ偽情報の影響とか、そういうものもきちんとリスク評価できる、そういう状況にするのが一つ、参照できる点。【検討会第4回・水谷構成員】
- 研究と実務の継続性の観点とか、分析基盤の能力の限界というところは特に共感して、現在だと、特定のケースとか特定の言語のみを対象とした分析が主流で、もちろんそういったものの積み重ねで全体像を見ていくということもあると思うが、俯瞰的な研究に限りがある。しかし、例えば能登半島地震を見ても、言語だけに限ってみても、閲覧数を伸ばすためだけに、いろいろな言語のユーザー、海外の人と思われる方の投稿も偽・誤情報系でもたくさん見られた。本来は広い視野で、理想的には複数のプラットフォーム間の相互作用を含めた広い視野での効果検証とか、偽・誤情報のリスクの特定とか、あるいはプラットフォームの取組の、第三者としての評価や分析ができる基盤づくりが課題と感じた。【検討会第7回/WG第1回・澁谷構成員】